

令和4年 第3回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和4年12月9日（月）

9：30～14：51

～速記録～

◎ 議長（岡田 勇）

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところご出席を賜り厚く御礼申し上げます。本定例会に付議されました案件については、円滑な議事の運営にご協力のほどをお願い申し上げます。最初に、傍聴席より新聞社の方が撮影をしてもいいかということがございました。差し支えないことなどは許可しますと申し上げましたので、その点だけ皆様方にご理解の方をよろしく願いを申し上げます。ただいまから、令和4年第3回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

皆さん、おはようございます。本日は、令和4年第3回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。さて、現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は増加傾向に見られ、季節インフルエンザとの同時流行も懸念されていることから、発熱患者の増加への警戒が必要でございます。引き続き、感染状況を注意深く見守っていく必要がありますが、皆様におかれましても新型コロナウイルスワクチンの早期接種の検討や正しいマスクの着用や小まめな手洗いなど、基本的な感染対策の徹底にご理解・ご協力を賜りたいと考えております。さて、本定例会におきましては、令和3年度決算認定、第2号の補正予算、並びに京都市町村職員退職手当組合規約の変更の件につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦労さまでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。なお、平沼副連合長から欠席の届けが出ております。日程第1、議席の指定を行います。議席は、ただいまご着席のとおりとします。日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、3番、頭鬼久雄議員、4番、井上武津男議員を指名します。なお、以上の両議員に差し支えのある場合には次の議席の議員をお願いを致します。日程第3、会期の決定を議題と致します。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。日程第4、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、梅本章一議員。

◎ 総務厚生常任委員長（梅本 章一）

皆さん、おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11月18日午前9時30分から和東町体験交流センター会議室において開催をさせていただきました。まず、令和4年第3回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件、令和3年度一般会計決算概要についての説明を受けました。主な質疑では、衛生費のうち、塵芥処理費や施設整備費の委託料についての質問が出されました。次に、令和4年度一般会計補正予算（第2号）（案）の説明を受けました。最後に、その他としまして、GIGAスクール構想による国の支援策の創設に関する意見書の件及びクリーンセンター安全対策工事に係る状況について、それぞれ報告を受け、その後、相楽東部クリーンセンターにおいて状況の視察を行いました。以上、11月18日に開催いたしました総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

続きまして、文教常任委員長、畑 武志議員。

◎ 文教常任委員長（畑 武志）

皆さん、改めましておはようございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11月18日午後1時30分から和東町体験交流センター会議室で開催致しました。まず、令和4年第3回相楽東部広域連合議会定例会の概要について、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件及び令和3年度一般会計決算概要についての説明を受けました。主な質疑では、南山城小学校、笠置中学校及び和東中学校の日本語学習指導について、また、各町村の文化財保護委員会の活動についての質問が出されました。次に、令和4年度一般会計補正予算（第2号）（案）についての説明を受けました。主な質疑として、南山城村図書室エアコンの増設についての質問等が出されました。最後に、その他として、GIGAスクール構想による国の支援策の創設に関する意見書の件及びクリーンセンター安全対策工事に係る状況について、それぞれ報告を受けました。以上で、11月18日に開催されました文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

以上で報告を終わります。日程第5、一般質問を行います。質問時間は、答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。一般質問は通告制で

すので関連質問は許可しません。6番、鈴木かほる議員の発言を許します。

◎ 6番（鈴木 かほる）

6番議員、鈴木かほるです。議長の許可を得ましたので、通告書に沿って質問します。なお、私が出した文書とちょっと違うところがあったので、私が出した文書に沿って質問をします。1つ目、学校体育館にエアコン設置を。教室に空調施設が整いました。体育館も体育授業や学校行事、社会スポーツ、災害時には避難所としても使われます。気候変動の中、空調設備は欠かせないものとなってきました。特に、窓のない南山城小学校の体育館は急ぎます。国の緊急防災・減災事業を活用すれば、自治体負担は軽減されます。順次、計画的に空調、エアコン設備をすべきではありませんか。2つ目、学校給食の費用補填を。近頃の異常な物価高騰の中、給食の質を落とさないためには、給食の食材費、光熱費などへの補填が必要です。相楽内でも給食費の値上げ、補填がされています。給食費無償の3町村でも、給食費加算をする必要があると考えます。それぞれの実態を調べ、早急に対応すべきではないですか。3つ目、子どもの権利条約を生かしたクラブの取組を。文科省の校則の見直しから、1年余りたちました。子どもの意見表明権、ジェンダー平等などの観点から、さらに校則の議論は深まっていると期待します。笠置中学校では、今年度から女子用のスラックスが制服として取り入れられました。昨年9月には、両中学校の女子トイレに生理用品も置かれました。子どもたちの学びの中心に、子どもの権利が置かれることを願い質問します。教師の働き方改革の中で、中学クラブ活動に外部講師をとというのが来年度4月から本格的に始まります。学校教育の中のクラブ活動の位置づけ、生徒の願いを受け止めどのように解決するのですか。以上です。続きは、席に戻ってやります。

◎ 議長（岡田 勇）

鈴木議員、ちょっとお尋ねします。先ほど来、質問の違う場所があるとおっしゃいましたね。それは、開会する前に時間があるので、どこが違うのかということ。

◎ 6番（鈴木 かほる）

小さい言葉の誤植ですから。

◎ 議長（岡田 勇）

それならそれで、そんなことをあまりあれしないでください。はっきりしたことを。それじゃないと質問と違っていたら回答が違いますので、よろしくお願いします。教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

皆さん、おはようございます。鈴木議員の一般質問、「体育館エアコン設置」についてお答えします。学校での体育館の使用状況ですが、体育の授業、クラブ活動、儀式、学校行

事など様々な活動で使用しています。また、夜間や土日等の休日には、社会体育でも活用されています。活用にあたっては、空調設備があることは望ましいことだと思いますが、必ずしも必要かといえば費用対効果も考えると、これらのことは工夫することで善処できると考えています。例えば、小学校では夏場の体育授業をプールで行うことや、中学校ではドアを全開し送風機を使用しながら実施し、教室のエアコンを使いながら暫時休憩を入れるなど、健康面に配慮しながら行います。また、暑さ指数を常に計測し、体育館での授業ができない場合は保健の授業に切り替えることとしています。南山城小学校の体育館の現状は、承知しております。夏場の状況については、今のところ先ほど述べましたように工夫しながら対応できていると聞いております。そのほか、夏休みの部活では朝の涼しい時間帯に行くこと、社会体育においては夜間に使用されています。災害時の避難場所としての使用に際しては、教育委員会だけでは回答できませんので、各町村と協議致します。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。次に、「学校給食費の費用補填」についてお答えします。物価高騰に伴う学校給食への影響は、議員ご指摘のとおりです。現在の給食単価は、給食無償化事業の始まった平成30年度に設定されたものです。平成30年度と現在の食材比較では、米や牛乳、パン等の主食、肉、魚介類、野菜等の副食を合わせた食材の平均上昇率は約8%です。また、光熱費は約4%値上がりしています。このような物価の上昇に対し、調理現場では様々な工夫を凝らして対応しているところです。具体的には、国が定める学校給食摂取基準に基づく栄養価を考えた上で、例えば、流通量が豊富になり価格の安定する旬の野菜や肉類でも、比較的価格が安価な鶏肉を使うなどの努力をしています。しかしながら、昨今の急激な物価高騰を鑑み、子どもたちにこれまでどおりのおいしく、子どもたちが笑顔になる給食を提供するためには、来年度の給食単価の見直しを念頭に検討してまいりたいと考えております。最後に「中学校の部活動の移行」についてお答えします。教師の働き方改革を進めているところですが、中学校における部活動の意義は大変大きいものです。よって、部活動は教育課程外ではありますが各学校において精力的に取り組んでいますし、今後も取り組みたいと考えています。しかし、急激な少子化により部員の減少問題、それに伴う部の存続や活動の在り方の問題があり、生徒が望む活動ができないという状況が全国的に広がりつつあります。それゆえ、文部科学省、スポーツ庁、文化庁から、生徒が望む活動を地域において保障するという方向が示され、次年度から3年間で中学校の部活動を地域に移行する方針が出されました。これを受け、次年度から順次移行するにあたり管内の小学校4年生以上にアンケートを行いました。その結果、小学生の78%が地域スポーツクラブに参加したい、中学生の66%が地域移行に賛成しています。よって、次年度は休日の活動のみ、一部の部活動を対象に地域指導者及び希望する顧問を指導者として行えるように考えているところです。以上になります。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

順次、質問していきたいと思います。実は、この体育館の空調については村の議会でも言いました。そのときには、何を前面に出して話をしたかといったら、地域の避難所としての機能、その大切さということで言いました。そのときに、緊急防災・減災事業というのは今やられてまして、それが東日本大震災のときから始まった事業ですけど、あのときに学校の体育館の大切さというのがよく分かったと思うんですけど、それで始まった事業が延長されて令和7年までになっているんです。もし、その事業を利用するとしたら、今が申請のぎりぎりではないかなという気がするんです。先ほど、災害時のことについては各町村と、という話でしたけれども、特に、南山城小学校、四角い箱に出入口があるだけという状況ですね。この頃、コロナで私たち入学式、卒業式にも行ってませんけども、本当に寒い中での授業です。音楽なんかの外部からの人を招いてのときも、本当に震えながらお母さんたちも聴いていました。という状況の中で、その寒さも問題だし、それから今、暑さ対策ということで各小学校にエアコンも入った。そんな中で、学校の始まりが8月の終わり頃から学校が始まると、学校現場で何が重視されてその時間を使われているかといったら、やっぱり運動会の練習なんです。運動会の練習は、最初の方の練習は屋内の練習が中心になってきます。その暑いときに、暑い体育館しかないというのが南山城小学校の現状です。そういうことを考えていただきたいのと、それから各教室にエアコンが3町村で入りましたけれども、入ったのも一斉に同時に入ったわけではありません。南山城小学校のエアコン問題を取り上げながら、私も議会で言ってたんですけど、笠置はそのときには、うちは川端で涼しいから要らないという話やったんです。最初は。でも、やがて笠置小学校も要るということで、だから事業の時期がちょっとずれていますよね。だから、各町村の話も聞きながら、私はできるところから防災・減災事業の計画が、国の計画がある間をお願いしたいなと思っています。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

おっしゃることはよく分かります。確かに夏は暑いですし、そういったところでの授業というのは本当に大変です。ですが、運動会の時期の体育館の使用という頻度をもう少し調べないと、実際にはグラウンド等でやっておりますし、期間もそんなに長くはないというふうに考えてます。小学校はプール授業がメインになっていますので、そういったこともありますので、そのことを精査しながらちょっとまた考えていきたいなというふうに考えています。それと防災については、先ほども答えましたけども、教育委員会だけでは判

断できませんので、今聞いているところによると、ヒーターだとか簡易のクーラーを使って対応するというふうに聞いていますし、そういったところでまたちょっと検討させていただきたいなと思いますし、考えていきたいと思います。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

小学校のプールは、9月にはありませんよ。1学期で終わっています。だから、暑いからプールを使うという授業はあり得ないと思います。それから、運動会の練習というのは、最初は屋内です。いきなり暑い運動場に出て練習するということはほとんどありません。それから、先ほど言った防災・減災事業ですけど、ご存じやと思うんですけども、充当率100%です。地方交付税、それでまた返ってくるんですけども、結局自治体の負担は30%だけになるんです。だから、もし3,000万円の事業だったら1,000万円ぐらいでできるということなんです。その例として、ご覧いただいたと思いますけど、八幡の例を提示させてもらいました。八幡では、ほとんど全部の学校に行き渡るような状態になっているんです。しかも、これはプロパンガスがいいということが八幡でも結論づけられました。実際に八幡の様子を聞いてもらえましたか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

実際に八幡の方の話は聞いておりません。ですが、多くの市町村がこの問題についてどうするのかというところで今検討されている中で、うちで早急につけるというふうには今判断しておりません。今、答弁させていただきましてとおりに、費用対効果も考えて、できるところから工夫しながらというふうに考えていますし、ただ年々暑くなっていることは事実ですので、そのことは考えていきたいなというふうに思っています。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

今日、答弁されたから、この話は終わりじゃなくて、ずっと検討するということでは考えていただきたいと思います。次、2つ目、学校給食ですが、来年度からということですね。小学校の栄養管理士さんのデータは全部教育委員会の方に上がっていると思い

ます。そういうデータが公表されているのは、和東の給食センターだけなんですよね。見ていたら、私の手元にあるものはちょっと古いんですけども、和東の給食センターでは毎月幾らのお金がかかっているというデータがきちんと出ていますが、南山城小学校では今まで言うても出てこなかったんです。業者委託しているということもあるんかも分かりませんが、だからデータそのものを和東にあるように物品購入、何月は何にどれだけ使ったとか、それからそれに対する予算・決算みたいなものをこれからは公表してほしいなと思うのですが、それはどうでしょう。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

お答えいたします。南山城給食センターですけども、南山城小学校、笠置中学校、そして南山城村の保育所の分も一括で買っているというふうなこともございまして、はっきりと小学校の分、中学校の分というかたちで分けることができない状況でもございます。ですので、今後、食材の購入等の方法とか考える必要もあるかと思っております。ですので、ちょっと細かく詳しい金額が出せないという状況にもございます。ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

あのね、かつて私が学校の給食費無償化を言うてたときに、教育委員会の事務の方たちの説明、それが今のやつですよ、理由が。そのときに一本の大根を、その当時、私、何回もその説明をされたから覚えていますけど、一本の大根をこれだけ分が保育園で、これが小学校で、これが中学校なんて分けられませんよと、だから給食費の中身については、はっきりできないんですと言われたんですけども、それが保育園の分とか言うてできないのであれば、せめて小学校にある給食センターの全ての金額がどうかという、それぐらいはできるんじゃないかなと思うんですけど。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

お答え致します。確かに今、鈴木議員がおっしゃったとおり一括で買っておりますので、

そういうふうに分けるということが難しいということも分かっております。全体的な金額としては、食材費、幾ら買ったとかいうのは分かりますので、その分についてはまた検討したいと思っております。また、はっきりとこの分ですと分かるようにするためには、食材の購入方法の変更等、検討も考えなければいけないと思います。その分につきましては、村の保育園の担当課とかを通じての協議となるかと思っておりますのですみません、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

来年から、4月から給食費の費用の補填をすると、そういうお答えだったのでよかったなと思うんですけど、現に困っているのは今なんです。栄養管理士さんは何とかやり繰りしてますと言うてたけども、食材費が上がって一般家庭でも困っているというのは世の中の常識で、しかも、例えば、木津川市では給食費、幼稚園、村で言うたら保育園ですね。1食当たり10円。それから小学校で20円。それから中学校で30円というふうに金額を決めて、町が補填するというのが出てます。それから精華町の場合は、結局、値上がりする分が保護者負担が増えるということになっての結論になっているんですけども、やっぱり4月以降も大事なんですけど、今考えてほしいなと思っております。まだ3学期ありますから。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

お答えいたします。確かに食材費が上がっておりますので、補填等も考えないといけないと思いますが、今のところ現場の方で工夫して対応してもらっておりますので、それでおいしい給食をつくってもらうように現場頑張っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

どれぐらいの補填というか、値上げを考えているのですか。金額。

◎ 議長（岡田 勇）
教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

現在、小学校で250円、中学校で270円の予算でやっております。4月から、これでは対応できないので10%程度、金額にして約30円を上げていただきたいなど、これは毎年毎年上げるというわけにはいかないのですが、30円上げてもらったらしばらくの間はと、物価の変動にもよるんですけど、行けるかなという見込みで30円ということをお願いしたいなというふうに考えています。

◎ 議長（岡田 勇）
6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

では、3つ目の質問に行きたいと思います。子どもの権利条約ができたのが1994年ですから、今から28年前に国は批准したんですけども、やっとこの6月に「こども基本法」というのができましたね。その「こども基本法」の中で大事なことが幾つかあるんだけれども、一番私が大事だなと思うのは子どもの意見表明権だと思うんです。かつて、笠置中学で制服を直してくれたように、これ去年度の分なんですけど笠置中学校の生徒に対するしおりなんです。これも、やっぱりできたら子どもの意見も反映させながらというか、やり方は学校で考えてもらったらいと思うんですけど、もう一点、先生に言われて守る約束じゃなくて、自分たちと一緒に合意してできた約束なんだ、となるような、そういう取組をぜひこれからもしてほしいなと思います。それからクラブ活動ですけども、学校教育の中のクラブ、外に出してしまうんじゃなくて、学校教育の中でやるクラブの意味というのも大きいと思うので、その辺はどう考えておられますか。

◎ 議長（岡田 勇）
教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

学校の校則については、見直しをかけるように指示していますので、今取り組んでいただいていると思います。さらに、取組にあたっては教員側が決めることなく、子どもと相談しながらというふうなことも指示しています。部活動についてはおっしゃるとおり、これ教育意義がすごく大きいものです。ですので、一気に外に出してしまうということではないです。ですので、日々通常は学校の中で部活をします。来年度については、土日の休日のどちらか一日を外に出していくと、ただし、これも中学校教員は部活をしたいとい

う教員も多々おりますので、兼業・兼職をかけながら、即手放してしまうということではなしに、徐々にというふうに考えています。ですが、時代の流れですので、いずれは開かれた学校ということもありますから、地域で子どもたちを育てていくというふうな方向にシフトしていくというふうに考えています。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

クラブの性格そのものも変わってくるんじゃないかなと思うんです。競ってどこかで1位になりました、2位になりましたという話だけじゃなくて、やっぱりクラブの中でつくられていく人間関係とか人格形成とか、そういう役割が前面に出てくるんじゃないかなと期待しているんですけども、特に、この東部3町村でスポーツクラブすぐそこに使えるところがあるかといったら、ないですね。外部の講師に来てもらえるかといったら、そんなはないと思うんです。だから、しかもそういう外部のところに行こうと思ったら、費用もまたかかってくるようになりますので、それも併せて考えてほしいなと思うんですが。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

おっしゃるとおりです。他市町と連合の状況は違いますので、うちの部活移行のコンセプトは、和東中学校、笠置中学校と一緒に部活をするというところに持って行っています。ですので、全てのクラブと一緒にできるわけではないですが、一部のクラブを笠置中学校、和東中学校で土曜日か日曜日かどちらかですけれども一緒にやりましょうというところから、両中学校と一緒にやっていける、中中連携のことを視野に入れながら出していくというふうなことで考えていますので、あともう一つは、地域独自の具体的にいうとカヌーであるとか自転車であるとかボルタリングであるとか、そういった種目がそれぞれのまちの独自性としてあるので、こういったところを、今それは中学校に現にないクラブですけども、そういったことも視野に入れながら、そういうことも年に何回かは一緒にできたらなというようなことも考えています。ですので、一気に手放してしまうということではないので、徐々にしていきたいというふうに考えています。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

最後の話になりますが、今、本当に子どもの意見表明というか、それを大事にしようということ言われています。それと合わせて、それを保証するためには、先生たちが時間的にゆとりをもって、先生自身のいろんな発言というか、それも尊重されるような学校になっていくということが非常に大事やなと思いますので、これで質問は終わりたいのですが、教育長、もしそれについてお考えがありましたら、一言お願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

こども家庭庁ができて、子どもたちの意見表明権というのが言われてますので、そのとおりだというふうに思いますので、子どもたちが学校の中で自由に発言できる、考えることを言えるというような学校を目指してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員の質問が終了いたしました。続きまして、1番、村山一彦議員の発言を許可します。村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

和東町の村山でございます。議長の許可を得ましたので、これより通告に基づき一般質問をさせていただきます。最初にPTAの在り方についてお尋ねします。今年に入り、京都市PTA連絡協議会会長が、日本PTA全国協議会からの退会を提案されました。奈良市PTA連合会、高知市小中学校PTA連合会も、県Pから既に退会されています。地域により諸事情はあると思いますが、我々はPTAについてあまりにも知らない。そこで、基本的なことをお聞きします。和東町の小中学校、どちらかで結構です。1、PTAは自動入会なのか、任意なのか。2、会費は幾らですか。3、上部団体に日本PTA全国協議会、京都府PTA協議会、市町村PTA連合会がありますが、分担金は生じているのですか。答弁願います。次に、ごみ問題についてお尋ねします。これは、新聞記事に基づいての質問になります。1、2020年7月に、東部広域連合がまとめたごみ処理基本計画では、(1)、民間委託、(2)、木津川市と精華町を含めた相楽郡広域での処理、(3)、新施設の整備、(4)、既存施設の再稼働の4案が示されているが方向性は決まったのか。2、他の自治体で焼却施設を持たない自治体はどれぐらいあるのか。3、2019年の稼働休止前に、稼働の延長を地元で打診とあるが、いつ頃から打診されたのか。4、現在、ごみ

処理を委託している三重中央開発とは5年契約ということだが、その後の計画は。以上、答弁願います。

◎ 議長（岡田 勇）
教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

村山議員の一般質問「PTAの在り方」についてお答えします。PTAは、社会教育法第3章第10条で規定されている「社会教育関係団体」で、保護者と教職員により構成されています。保護者・教師が対等の立場に関わり、自主的な組織によって運営される任意団体ですから、加入は個人の意思によるものです。現在、連合管内では全世帯・全教職員が加入しています。加入に当たっては、各校とも入学説明会時に任意加入であることを伝えるようにしていますが、意思確認をするところまではできていませんので、今後は徹底するようにしたいと思っています。会費については、200円から400円の負担になります。また、上部団体（相楽地方PTA連絡協議会）への分担金は均等割と会員数割の合計を納入しています。具体的な数字で言いますと、和東小学校ですと児童生徒数110人、会員数95人、分担金は均等割が2,000円、会員数割が1万6,150円、合計1万8,150円を分担金として納入しております。以上になります。よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）
堀連合長。

◎ 連合長（堀 忠雄）

村山議員のご質問について、お答えをさせていただきます。1つ目の「ごみ問題の方向性」についてのご質問でございますが、最後の4つ目の質問と、最後にまとめて答弁させていただきたいと思えます。まず、2つ目の「焼却施設を持たない自治体はどれくらいあるのか」というご質問につきましては、環境省が令和4年3月に公表しております資料におきまして、令和2年度時点で500を超える市町村または一部事務組合において、民間委託も含め、市町村・事務組合以外で処理されている状況でございます。民間委託されているのは、府内であれば南丹市・京丹波町で構成される船井郡衛生管理組合のほか、奈良県斑鳩町も同様に民間委託されていると伺っており、人口減少が進展し、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストが増大する中で、こうした状況は増えつつあるのではないかと考えています。「地元に対する稼働延長の打診」について、でございますが、やはり地元の了解をいただくことが何よりも大切であると考えております。特に、これまでお世話になっておりました施設がある下島区に対しましては、2016年からやり取りを開始して

いたものの、実質的には2018年の9月頃から撰原区をはじめ、ほかの地区についても以降順次、これまでのお礼や稼働継続のための依頼・協議をしてきたところであります。クリーンセンターは休止中であるものの、施設は現存する状況にありますので、今後とも地元とは何らかの変更等がある場合には、できる限り早期に、また、丁寧に説明等を行ってまいりたいと考えております。最後に、1つ目の「ごみの問題の方向性と民間事業者への委託契約後の計画」について、でございますが、議員ご指摘のとおり、令和2年7月に策定致しました一般廃棄物処理基本計画では、今後の可燃ごみ処理の方向性として、1つ目に現施設の再稼働を見据えた基幹的設備の改良、2つ目に新たな焼却施設の整備、3つ目に広域処理、最後に民間委託の4案が提示されているところであります。また、現在は三重県伊賀市との協定に基づき、民間事業者への委託により一般廃棄物の処理を行っているところでございますが、来年度末には5年間の契約期間が到来する見込みとなっております。先ほどの4つの案について検討を進めてきていたところではございますが、新施設の整備や現有施設の再稼働などについては、議員もご承知のとおり、多くのいろいろな課題が多く、その実現には大変難しい状況にあります。そのため、現時点の方向性と致しましては、民間処理を継続する選択肢しか残っていない状況でございます。来年度以降の契約に向けては、地元との調整や伊賀市との協定に係る調整のほか、燃料費について物価高騰の影響が出てくる可能性もありますので、委託に係る経費がなるべく上がらないよう、民間委託しているほかの自治体などの状況も踏まえつつ慎重に準備をしてまいりたい、このように考えているところであります。以上、村山議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

1番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

ありがとうございました。それでは、最初に教育長の方でPTAについてお聞きしたいと思えます。この6日の日の新聞にも載っていましたが、伊根町が、全小中PTA、与謝と府から脱退というようなことが載っていましたが、先ほどお話しさせてもらったように、全国的に上部団体からの脱退の動きが出ております。それで、先ほど分担金の件は金額的に和東町はさほど大きな金額ではないと思うんですけども、この全Pというんですか、全国のここら辺の役員さん、本来PTAはボランティアです。大体そういうような上部組織になれば、理事長なり何やらがおられて報酬をもらっているようなケースもあろうかと思うのですが、これについて決算書等で確認はできておりますか。全くみんな無報酬でやっておられるのか、その辺の確認をお願いしたいのですが。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

お金の決算書の確認については出されているのですが、学校内やそれほどしっかり見ていくということはないです。決められた金額を、決められたように支払っていくというようなかたちになっております。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

やはり今、脱退されている方の学校の話をお聞きすると、上の方では何をしているのか分からないというようなことで、実際、単Pの意見を吸い上げて国に要請をしているような事実はないらしいんです。勝手に全Pあたりが、国の方に要請をしているということで、意識の乖離が生じているということで脱退をされていると思うんです。だから、教育長個人的な考えをお聞きしたいのですが、単Pは絶対必要だと思います。郡Pぐらいまでは何とか大丈夫かと思うのですが、府P、そして全P、そういうところは必要性はないと思うんですが、教育長の考えはどうか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

私、個人的な考え方でお答えさせていただきます。1つは、単Pはおっしゃるとおり、地域の保護者や地域の方々と一緒になって学校をつくっていくという意味では、これはなくてはならないものだというふうに考えております。相Pや府P、地域に準ずる近隣の市町村との協力という部分で言うと、これもおっしゃるとおり、情報はいただきたいし、お互いに交流するということはあるかなというふうに思っています。これが府Pまで上がっていきますと、なかなか和東町が舞鶴の方と交流するということもなかなかありませんし、そういった部分で言うとだんだん薄くはなっていると思います。ですので、必要かと言われると、議員おっしゃるとおり、単Pは必ず要るというふうに私も考えていますし、そのほかについては必要はどうかというところで考えます。1つは、教員がですね、大会をやるにあたっての仕事量が増えますので、働き方改革の部分から言っても、そういった組織団体に教員が出て行って仕事をするということは、なかなか厳しい状態です。ですので、PTAはPTAの方々に組織をつくっていただいて、そこに教員が加わらなくてもよいような組織であるならば、それはありがたいかなというふうには考えています。以上

です。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

私も小学校、中学校と P T A の役員をさせていただいたんですけど、今でもやっておられるのかどうか分かりませんが、夏に宝ヶ池の方へ出向いて、P T A の役員を動員して行って話を聞いて帰るというようなことがありました。今もやっておられると思うんですが、あれは確かに設営とか担当にあたった府とか市とか大変だと思うんですけど、ああいふものは全然意味をなさない。ただ、一応やったという結果だけを求めているような感じがするんですけど、その辺は教育長どう思われますか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

組織として、保護者の方の意見を吸い上げる、吸い上げないという問題が先ほどご指摘がありましたけれども、大きな流れの中で保護者の方がこんなふうを考えているということ国に申し入れされてますので、このことについては大きな意義があると思います。ですので、P T A の方が自分たちの子どもの教育を良くするという意味で申し入れをしていただくということは、私自身は意義があるというふうに考えております。ただ、そこに教員が関わって仕事をするとすると、働き方の問題もあって厳しい状況であるということです。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

ありがとうございました。それでは次、ごみ問題について再度お聞きしたいと思います。ちょっと確認なんですけど、連合長、先ほど焼却施設を持たない自治体は 5 0 0 を超えるというようなことをおっしゃいました。それでよろしいんですか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 連合長（堀 忠雄）

環境省が公表されている中では、そのようにうたわれております。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

それで、要するに今の施設、私もこれで2期目なんですけど、初めの頃、6、7年前になりますけど、夏に総会なるものがありました。この中の議員さんも出席された方もいらっしゃると思うんです。そのときに、議員と、そして地元の方、加茂町の方、そして報告を受けまして、そのときにデータを出していただいていた。物を燃やすと有害物質が出ます。それについてのデータを私、2年間だけ出させてもらったんですけど、基準値からすると大幅に下回っていました。そのとき問題になっておりました、ダイオキシンでも100分の1以下だったんです。だから、私は20年というのは、ある程度便宜的に設けられた期間であって、それは継続できると施設の耐用年数が残っている。ところが、なぜ突然止まったのかというふうなことをどうしても理解ができなく思っております。これ、いつから地元との折衝を始めたということを知っているのね。危機管理意識があったのかどうか。先ほど連合長がおっしゃった2016年から、3年前ですね。それらからすると、遅いのではないかと。初めの立ち上げから、反対、反対でいろいろ問題があった。それが、施設としては立派な施設で、当然なる継続になるうかと思っていたら止まったと。だから、この間でも反対の林さんのところへ私も行こうと思っていまして、また、新聞に載りまして、ちょっとやめたんですけど。もっと早いこと人間関係を構築するような動きはできなかったもんか。その辺をちょっと連合長にお聞きしたいんです。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 連合長（堀 忠雄）

ただいまいただきました、ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。順次おって説明するとご理解いただけると思っておりますので、当初からこの場所でやった背景からいきます。これは、皆さんもご案内のとおり、地元と話をさせていただいて協定、これ下島区、撰原区、そして加茂の近隣の奥畑とかあるわけなんです。ただ、結ばなかったのは井平尾だけだったと思っております。ほか、全部周辺と協定を結びました。その協定は、20年間だけやるという期間付きの協定なんです。その間は、また再度。その協定の基に、いわゆる施設を運営してまいりました。その間は、今申されましたように、協定の中に1年間、1年間どれだけの量、ダイオキシンはどうか。全ていろんな角度のデータをつくりました。

地元の皆さんに集まっていた。当時は、撰原区、石寺区、加茂のそれぞれの区の方に集まってもらって、議員の皆さんにも集まっていた。そして1年間その数字を発表させていただきました。そして、みんなで見学会をもって20年間というのは、そのもとでやっております。ところが、ご案内のとおり協定に基づきました20年が経ちましたから、そこで中止を致します。これは廃炉ではありません。設置条例で、ちゃんとあそこに施設がありますから、ただ、あるけど燃やしてない。協定を尊重して燃やしてない。そういう方法を取りました。そういうところから、燃やしてませんから、その成果の説明は止まりました。今後については、そういう状況のもとに説明しておりますが、ごみは待たなしであります。だから、緊急避難措置とよく言われましたけども、民間委託をして、そして、その処理計画を立てて、そして5か年という計画を立てて、今、伊賀市との協定に入らせていただきました。そして、伊賀市の協定に基づいて三重中という民間の業者に処理を委託して、現在進めているという状況であります。その5年というのは、来年度についてどうするか、こういうことを先ほど答弁致しましたが、このような状況の中で多くの問題を抱えて、再稼働というのも非常に難しいだろう。この4つを提案してもらっている中で、新しいところとなれば、当時の契約から言うたら最終処分地は南山城、笠置は中間処理場、和東が焼却場、これ新しい処理ぐるっと回して、今度、最終処分場は南山城、和東処理場ということがあってなかなか課題があります。また、再稼働と言いましても、新聞で紹介していただきましたように、こういう課題があるわけです。これはやっぱり、きちんと解決していかないと、まずは住民にお知らせするにも、このことをはっきりさせないで途中で説明はなかなかできない。こういう状態です。こういうように順次追って、その間にご案内のとおり、また、違う話としては擁壁がこけかけてきた。これを新たに業者の問題と訴訟してまいる。ご案内のとおり、皆さんそれは10数年かけてやってきて、和解をさせていただく。4億円近くで解決させていただいて、現在、この中の基金としてお預かりしておると。ということは、今度は壊れてきたという責任は全部連合にあるわけです。だから、早期にそれを解決しなければならないということで、今まで訴訟をやっておられた方の大学の先生にやっていただいてそれをやっていた。地元協議の中で。

◎ 議長（岡田 勇）

連合長、もう5分しかないので。

◎ 連合長（堀 忠雄）

そういう背景がありまして、今やっています。これは、原因究明をきちんとやって住民に説明していかなければならんということで今努めておる、こういうことあります。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

あのね、先ほども言いましたように、データをみんなに見せて、要するに基準値を大幅に下回っている。何でそれらのデータがあるのに、再稼働ができないのか。その辺の折衝の方に問題があったのではないかと、私は言いたいんです。それで三重中央開発、5年計画で来年度末で終わります。民間施設、民間の会社です。民間というものは、利益を上げんことには株主に顔向けもできないということで、その辺が今丁寧に三重中央開発はやっていただいているらしいんですけど、和束町の令和3年度の塵芥処理費が1億900万計上されています。これ、倍になっても仕方ないと思うんです。だから、やはり、京都府が広域化を進めている中において、そちらの方向に進むべきじゃないかと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 連合長（堀 忠雄）

先ほど4つの提案をいただきました中に、広域化という話をしております。相楽郡の町村、この中でも次の新しい施設は広域でやりましょうねという覚書を確認しております。その覚書の確認の基に、今、西部、木津と精華町がやっている、新たになったそこへ混ぜていく。それは、協定に基づいてやるべきではないかと申し上げたところが、木津と精華町の今までの経過の約束の履行であって、次のときの協定なんだ、こういう話の基で今足踏みをしております。府の方では、今言われたように広域を進めている。京都府の広域というのは、今言われたように進んでいく。その辺のところにもお願いをしているところであります。今後、これは10トン級しか今ありません。10トン級でこんなん、なかなか1万人切れている人口で大変なんです。だから、こういうことがなかなかできない。さっきちょっと申し遅れましたけども、何で20年間で終わるのかということ。20年でお話をしていって、本当でしたら地元で延長のお話をするべきやけど、あれだけ崩れて擁壁工事もできない、安全工事もできてないときに、次もお願いしますわという話はなかなか難しかった。まずは、安全工事をやるというのが前提だ。その上でお話をするというのが筋であろう。このことに基づいて、20年間何にもなかったですが、協定に基づいて止まったということでもあります。よろしくお願ひします。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

私も再稼働か広域化、これしかないと思っていました。ところが、先だつての新聞にこんな感じで地盤に亀裂、大きいのが載ってました。だから、こちらの方はなかなか進めていくには難しい。だから、やはり広域化しかないんじゃないかと思うんです。ところが、木津川市のあの建物は要するに、木津川市、精華のものだけしか持ち込めないというような協定を結んでおられます、地元と。だから、大変難しい面はあろうかと思うんですけど、木津川市は8万人、精華町が4万人弱、3万6,000、7,000人だと聞いております、人口が。東部全部合わせても7,300人です。ごみの量からすると、少ないんです。だから、その辺は持っていきようによっては、そちらの方におすがりするしかないかと思うんです。そんなかたちで、答弁は求めません。議事録に残りますし、ただ個人的な意向としては、その方法しかないんじゃないかと思います。だから、そのような方向で進めていただきたいと思います。以上、質問を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

村山議員の質問が終了致しました。ただいまより11時まで休憩致します。

（休憩 10:40～11:00）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。2番、向出健議員の発言を許可します。

◎ 2番（向出 健）

発言通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。質問の意図や流れから、多少質問の順番を変更したり文言の整理もさせていただきます。まず、今回、焼却場の擁壁安全工事が行われましたけれども、クラックが入り、また、地盤沈下という状況が起きています。まず、この早急な原因究明が求められると思います。それとともに、今回、経過について口頭での説明はありましたけれども、文書・資料等に基づいてしっかりと説明を求めたいと思います。さらに、現在、今のごみ焼却場ですが、もともとテールアルメの問題があつて、それで裁判があり和解金ということで一旦解決をして、そして、その後、また、地滑り対策が必要ということで現在の状況が生まれています。既存のこの焼却場を残すこと自体が、今回の問題の大本にあるのではないのでしょうか。先ほども、答弁の中でいろいろな課題があつて既存施設を使っていくことは難しいと、三重中央に対する民間委託も年度が切れるけれども、取りあえずは民間にまた委託をしていくという方向で答弁がありました。この既存のごみ焼却場を残すということについて、今の段階で早い段階で決断をして、ここは使わないとするかという決断をするべきなのではないのでしょうか。少なくとも、既存の施設を使うというのは無理があるのではないかと、そう考えます。この点につ

いて、連合としてどのようなお考えをお持ちかお聞きをしたいと思います。さらに、新たな工事の必要が生じていると思いますけれども、特別な天変地異であるとか大地震があったとか、とても想定できない状況において今回のことが発生したなら別ですけれども、通常、設計についても京都府の技術サポートセンターの方、専門家の方が来られて、これで大丈夫ですという説明を受けて進めてきました。そして、その下で施工業者もこれで請け負っていただいた。その結果、今回のことが生じています。これ以上、税金ができる限り導入しなくても済むように進めていくべきではないかと思いますが、連合長としてはどのようにお考えでしょうか、お聞きをしたいと思います。次に、ごみ処理費についてお聞きをしたいと思います。ごみの減量について、目標、それから現状がどうなっているのか、今後の展開はどのようにお考えかお聞きをしたいと思います。ごみ処理費の費用自体の削減についても、どのような取組を進めているかお聞きをしたいと思います。最後に、東部連合の検証について、一度大規模なかたちで行ったと答弁がありましたけれども、今現在どういう利点やメリットがあるのかを含めて、住民に対しても検証をしっかり行って説明をしていくというお考えはないでしょうか。その点について、質問をしたいと思います。残りの質問については、自席から行います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいま、向出議員のご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきたいと思えます。ちょっと順番が、ご質問が私、事前にいただいているものと前後しましたが、あらかじめまとめていただいているものがありますので、これに基づいてさせていただきます。そして、今、新しく加えていただきましたものについても、できる限り答弁させていただきたい、このように考えています。まずは、新たなごみ処理場の展望についてでございますが、先ほどの村山議員に対する答弁でも申しましたとおり、現有施設の再稼働や新しい施設の建設については、これ議員の皆さんもご案内のとおり、非常に難しい状況、非常に課題が多くあります。こういった中では、当面は、現在行っております民間委託を継続する方向で検討を進めてまいりたい、このように考えております。そしたら、今の施設はどうなるのか。今は、ご案内のとおり、設置条例上も焼却施設です。そして、20年といたしますけれども、これは地域の住民と協定を結んだもので、耐用年数ではありません。国の補助金を受けて建てておりますから、勝手に壊すことはできません。国との協議をして、補助金を返還しなくてもいいことを確認して、そして皆さん方と大きな重大なことですので相談して決めていくことの中というのは、今後あるんじゃないかと、当面は、このような状態ではなかなか新聞でも紹介していただいている中では非常に難しい、こういう状況でありますので、先ほど村山議員のご質問のあったとおりになります。これから、

一つ一つ課題解決に向けて、連合としては取り組んでいかなければならない、こういうことであります。その進捗状況につきましては、現在では民間委託を継続する上での課題を把握・整理する段階であります。新たなごみ処理場やほかの地方公共団体への広域処理については、長期的な視点に立って検討を進めていく必要があると考えております。そういう方向で進めてまいりたいということで、当面は民間委託の検討と進行しながら、安定的に一般廃棄物の処理ができるよう、京都府の助言・指導等もいただきながら、将来的な方向性についても検討してまいりたい、これは今後の方向性であります。次に、今回の安全対策工事後の状況につきましては、先日の委員会でもご視察いただき、十分にご認識いただいていることと存じますが、ご指摘のとおり、専門家の見解や府技術サポートセンターからの助言等を踏まえ、速やかに原因究明に努めてまいり。今、早急な処置としては雨水が入らないような処理をしております。原因究明はきちんとして、対策を講じていく必要がある、このように努めているところでございます。これと併せて、できる限り状況が拡大しないよう、専門家や府技術サポートセンターからの助言もいただきながら、できる範囲内での、先ほども申し上げましたように雨水の浸透防止策など、必要な応急対策について、今、取れるものは取り組み、また、必要なことについては取り組んでいきたい。そして、並行しながら原因をきちんと明らかにしていきたい。そのことによって、お知らせする。このことが大事だと思っております。また、費用については、仮に工事を行う場合にあっては、これはなるべく最小限の状況、今後の方向もありますので、方向を見据えた上で、あそこを再稼働できちんとやっていくなればきちんと金もかけられますけども、あと山に戻しますだったらどうなんでしょうか。ここのところを十分踏まえながら再稼働に、それこそ将来をきちんと踏まえながら、これはやっていかなければいけない。そういう意味で、やっぱりコスト面にも意識しながら対応してまいりたい。ここのところは非常に、状況を見ながら対応していきたい。慎重に対応していきたい。こういうことで答弁をさせていただきます。最後に、クリーンセンターの建屋を残すことが障害となっているかどうかについては、先日の全員協議会でも専門家から報告があったとおり、安全対策工事の実施にあたっては、建屋を残すことを工事の要件としたところがございます。これはなぜかと言うたら、まだ設置条例であり、国とも協議を取ってない中で、壊してしまうとなったらできない。だから施設があるわけですから、休止しているだけです。それは壊すことができたなら、全部やってしまったら非常に経費も安く済むわけなんです。そういうことにはなかなか行かない状況でありました。だから、建屋を残すという前提で今やっている。建屋の関係については、最小限、工事が入っておりません。工事が入っておりませんから、いびつな関係で現在の問題も起こったのではないかと、これは私の推測です。こういう状況で、工事のあれは残すことが前提になっていたというのは、今回の大きな特徴、そういう問題点でありました。この理由と致しましては、現在、伊賀市との協定に基づき、一般廃棄物の処理、民間委託をしているところでありますけども、平成31年度のクリーンセンター稼働休止後、継続して3町村の一般廃棄物の処理をするためには、緊急避難措置との

位置づけを伊賀市との協議を行う必要があることから建屋を残すこととして、言わば「応急対策」として今回の工事をしてきたところであります。これは、一つは伊賀市との問題であります。うちは持たないから、伊賀市さんお願いします。これは協定の入り口からあきません。なぜなら、法律では、家庭ごみはその市町村で処理しなければならない。何も自分ところ壊してしまってお願ひしますでしたら、伊賀市の立場がありません。だから、今のところはちゃんと建ってますよ。今、休止ですよ。だから、緊急措置として伊賀市さんお願いします。これを立てていかなければいけないということで、先ほども村山議員にも言われて、今後5年間、計画が必要であればその処理をしていかなければならない。だから、そういう意味では今、大きな意味がある。大きな現象が起こっている。慎重に対応していかなければいけない。そういう意味では、大きく慎重に対応していかなければいけない。重大なことが起こっているというふうにご理解いただきたいと思ひます。そういう思ひで、今対応しております。私たちの、あの中では判断に大きな左右されるような大事な、慎重に対応していかなければいけない。そういうふうと思ひております。議員のご指摘の安全面の観点でございますが、全て撤去することが望ましいことは専門家からも指摘されているわけなんですけど、今申し上げましたように、なかなか法律上、そういう関係上でき得なかったというのが、今回の問題点をよんでいる危機でもあったのだらう思ひます。先ほど述べたとおり、現在は休止しているものの、処理としてはこれからも総合的に検討してということで、いろんなそういうことも含めて判断して進めてまいりたいと、このように思ひております。次に、ごみの減量についての質問でございますが、令和2年7月の策定した一般廃棄物処理基本計画では、構成町村全体のごみ1人1日当たり平均排出量、2034年度には2019年度に対して5%削減するといった目標を掲げております。現状と致しましては、2021年度のごみ1人当たりの平均排出量は、2019年度と比べわずかに増加している状況にあります。これは実情であります。今後の展開につきましては、これまでからごみの減量化に向けた周知徹底を図るために、広報紙を中心とする啓発を行ってきており、また、構成町村におきましても家庭用の生ごみ堆肥化容器などの設置に対する補助など、ごみ減量化に取り組んできているところであります。目標の達成に向けてごみの減量化をさらに進めることにも、構成町村の環境担当課ともどのような取組ができるかについて、これからも検討を進めてまいりたいと考えております。和東町で申し上げますと、雇用促進協議会等では、これから生ごみを堆肥化していこうと声を上げている運動でありますので、町村それぞれ、この生ごみをどうしようかというのは大きな課題であると、また、取り組んでいく重要な課題だと思ひております。次の2でありますけども、ごみ処理に係る費用の削減につきましても、現在、民間委託事業者との一般廃棄物処理に関する契約では、中間処理施設、中間処理や最終処分の量に応じた契約内容となっており、ごみ処理場が減ることでその処理に係る費用が抑えられると、こういう状況であります。そのために、ごみの排出量の大半を占める家庭から排出される生ごみについて、各家庭の意識を変えていくことはごみの排出を抑制し、また、資源化を推進することが大きく寄与

するものと考えており、ご家庭でもできるようなごみの減量方法などについても、構成町村共に周知・広報の強化に努めてまいりたい。これからは関係町村、こういった面について十分意見交換をしながら推進してまいりたいと、このように思っております。次に、当広域連合の検証についてでございますが、これは教育委員会におきましては、ご承知のとおり、毎年度、教育委員会に関する事務の点検評価報告書を作成されており、点検や見直しを随時行っているところでございます。まとまった検証といった観点で申しますと、例えば、相楽郡広域事務組合においては広域圏、ふるさと市町村圏、振興事業等をどうしていくのかなど、課題を解決するため今後の在り方や、組織再編等まで検討する必要があったことがご承知のとおりであったと思います。当広域連合におきましては、連合全体では発足当初から3年を経過した24年度に広域連合3年の検証を行っているところでありますけれども、現時点では、連合の在り方そのものの検討する段階にはないと考えており、もう少し地域住民にお知らせをするといったところを考えて、これからの必要性についても、こうしてまいりたいと思っております。特に、今、どういうところが今後必要かというのは後でいただいた言葉なんです、今のこの状況においては非常に連携というのが非常に大きなキーワードになっております。京都府の計画においても、いわゆる東部と学研との連携をいかに進めていくか。そして、広域東部3町村の共通課題をどう乗り越えていくか。そういった問題を3町村で、自治体として一緒に取り組んでいく。こういう組織の中で、大きな課題になると思っております。先ほど、教育長の話は小小連携、小中連携、中中連携、東部ならではの教育の推進、これも課題になっておりますから、東部ならではのこれからの広域行政、これをこれからも皆さん方と一緒に求めていって、あるべき地域づくりの姿をつくり上げていきたいと、このように思っておりますので、これからも広域行政にご尽力とご協力を賜りますことをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

連合長、答弁は簡潔明瞭でお願いします。

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

今回の擁壁安全工事に関わって経過の問題、それから安全性の問題について、口頭ではいただいているんですが、きちんと資料とデータに基づいて、どういう根拠で安全と言っているのか。また、どういう経過、いつ完了検査をして、いつ今の現状、今の事態を把握されたのか、どのような確認を行ったのか、どのような認識があるのかということ、きちんと議会に対してもですけど、住民に対してもしっかりと説明していくと、特に、安全性についてはなぜ今安全と言えるのか、特に、問題がないと言えるのかというのは心配されることだと思いますので、その辺りについてきちんと経過報告と安全性の問題について、しっかり資料とデータに基づいて説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

ただいまご質問いただきましたように、まず、やらなければならないことは、現状のあ
あいう原因の究明でありまして、サポート支援センターからのご指導もいただきながら、
また、施工監理をやってもらっている設計業者等を踏まえ、先ほども言いました、きっち
りそこを究明して、そして、その内容については報告していく、これは大事なことだと思
いますので、そういう方向で努めてまいります。

◎ 議長（岡田 勇）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

原因究明、それからしっかりしたものの説明というのは、もちろん今後要ると思うんで
すけれども、それまでに今回の事態に至った経過をしっかりと、いつ頃に完了検査を行っ
て、いつ頃事態を把握されて、そして、今、現状は一体どうなっているのか。実際の現場、
私も見ましたけれども、実際はどういうふうな状況になっているのかというのを、きちん
とデータで今の段階で説明を、資料も提示した中でいただけないかと。安全性については、
一定確認をして今のところは特に問題はないと回答がありますので、それは一体どういう
根拠なのか、今の段階で判断した材料があると思うんです。そのことについては、今、早
めにすぐに出していただけるのではないかと、その点についてしっかりといただきたいと
いうことなんですが、いかがでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

当然、今回の工事は、これは施工監理なりサポート支援も入って検査を行います。検査
を行って、そして検査に基づいて完成されておるということを確認して、そして引き渡し
を受けるわけなんですけど、今回はその後によってご案内のとおり、非常に多くの雨もあり
ましたし自然のそれもありました。その中で、担当の方からひびが入っていると連絡を受
けたものですから、これは早急に対策しなければなど。まずは、一番先に私たちは分かり
ませんので施工監理に連絡を取って現場へ来てもらって、それで処理していただいた。こ
の中には、雨水とかいろいろな自然災害もありますし、そういったものもあるから当分は

雨水は、雨で進行しておりますので雨で抑えていかなければならないということで今処理しています。それが、当面の処理の仕方であります。さっき言いましたように、もう少し掘り下げて原因究明していくというので時間をかけています。今は、当面処置を、応急処置をさせてもらっています。当面は、当時は原因をはっきりしていかなければならないということで、そのまま置いておいたというのは時期が長くて、いろいろと心配をかけたわけがありますが、そういう意味ではなしに早いこと、あれは水とかいろいろ入ってますから、そういったことも含めながら今やっている。ここは慎重に、今やってきている。ただ、その中では、工事が終わってすぐですから、瑕疵があるのかどうかというのもありましたけど、その辺はサポート支援も業者の方も、そこは感じられない、こういうことが明らかになりましたから、そしたら次の問題はなに原因があるのか。現在、究明しているところで。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

要するに、口頭で説明をいただいているだけなので、それに対してはしっかりと文書とか資料できちんと説明いただきたい、そこをお聞きをしているんです。今後の原因究明であるとか、暫定措置、一定の措置は進めているということじゃなくて、現状や経過について、また、安全だと今のところ問題がないと確認したというのは、具体的にどういう内容で確認したのかというのを、口頭ではなくてきちんと文書や資料でいただきたいと、説明いただきたいということです。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今、指導は受けておりますが、そういったものが、その段階で公表していいのかどうかとか、最終の明らかになってからするのか、そこは私も公表の段階というのが自信ありませんので、私は思うのは最終明らかになった時点で明らかにしたいと、今の過程ではいろいろやり取りをやっています。そのやり取りをやっているやつを、そのままやっていくというのはいかがなものかというのは、ちょっと私は、その辺のところは、そういうことは難しいのかなと思っています。明らかになってから、明らかにしていく。早急に究明はしていく。このことが大事だと、このように思っています。

◎ 議長（岡田 勇）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

ちょっと時間の関係もありますが、要するに経過報告、口頭ではいただいているわけです。それをきちんと文書なりにしてもらいたいということと、もう少しきちんと時系列も含めてやっていただきたいと。安全については、少なくとも一応コンサルの方も入っていただいで確認して、今のところは、特に、危険はないと判断があったと口頭ではありますので、今の段階で、その内容については判断の材料があるはずなので、それは資料として出してほしいということなんです。それは、きちんとした説明を議会にいただきたいと、それも住民に対しては一定説明いただきたいということなんです。これは本当に大事な問題なので、そこはできるはずなんですけど、そこは端的にお答えいただきたいなと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

繰り返しますけども、途中の経過をそのまま明らかにして混乱を招かないか、本当に不安を与えないかというのが非常に心配です。もう一つは、途中で出している業者の方もおられますから、そこを確認してやらないといかんのかなと思います。いずれにいたしましても、向出議員が言われるように住民に丁寧に説明できるということは大事だと思いますので、法的にも問われない、そして、問題のない方法で努めてまいりたい。法に抵触するような形でまたなると、これまた大変です。その辺のところは事務局の方で確認しながら、基本は住民によく知っていただく、理解していただく、また、了解をいただく、これは大事だと思っています。その質問の趣旨というのは、重きを受け止めておりますのでよろしくお願い致します。

◎ 議長（岡田 勇）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

確定しない事実については、それでいいと思います。けども、確定している部分また安全については、一定判断して大丈夫だということ言われていますので、それについては根拠があるはずなんです。だから、今の段階でどういうふうなことで判断したのかとか、今の段階で確定している事実についてはしっかりと文書、資料等でいただきたいと、これはできると思うんです。今後の未確定の部分、まだはっきりしない部分は「まだ言えませ

ん」は分かるんですけど、確定している部分についてはそれでいただきたいと思います。そのことと併せますと時間がありませんので、ちょっとまとめてあと2つほど擁壁のことで言いたいのですが、1つ、この間、京都府の技術サポートセンター設計の方で説明をいただき、これで大丈夫だと、専門家ということで、これでいけるということで説明をいただきました。それに基づいて、先ほども言いましたが、工事業者もこれで請け負っていただいたということですね。つまり、これでいけるということで、少なくとも私は、この工事である程度、安全性が確保されるのだろうということで、その前提でお金を計上したものを賛成にしたということなんです。でも、これ以上、お金を出すということになると、なかなか住民の方も含めてご理解いただけないんじゃないかと、これでいけるというふうな説明を受けてきたのでこちらは、僕は少なくとも受けたので、これで新たにまた出すようになったら、それはどういうことなのかと、どうなっているんだと、特別な大地震であるとか大雨で物すごい集中豪雨があって、それが原因だということであれば考えなければいけない場合もあると思うのですが、そうでないならば、これ以上の負担というのは本来筋が通らないんじゃないかと思うんです。その辺りについては、まだこれから原因究明もありますが、どういうお考えなのかお聞きしたいと思います。それから、この場所について、テールアルメがこけてきたと、擁壁がこけてきたと、今回、現実にもこういうことが起きたと、工事中にも草刈りをしたら弱いところがあって追加で調査も行ったと、再稼働に向けての交渉もこういうことが起きているからすぐに話が持っていけないということで言われているわけですよね。もともと、この場所で再稼働をしていくというのに、この土地自体が無理があるのではないかと、そういう判断をしなければいけないんじゃないかと、その辺りについてお聞きをしたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

この工事をやっているのは、今言われますように、今やらなければならないことを私、答弁させていただきました。当面、できるだけの応急な措置、いわゆる雨は止めなければならない。そういうことは、当面の取れる範囲内の応急というのは範疇であって、今、向出議員は、今後の対策工事では予算化が伴うとか、そう簡単にはなかなかしてもらえないといけないのではないかとか、そのときは議員の皆様方と議論をする場が絶対ありますので、今のところはそこまで、そういう対策というのは、さっき答弁させていただきました、まだやっていませんので、そこは出ません。そういう意味でよろしくお願ひします。それと、当面そういったものはいろいろと大きな課題があるというところの課題に、大きな課題というところでご理解いただきたい。大きな課題があるからこそ、緊急避難措置として民間処理を頼まない。それも1年2年やなしに、5か年計画ぐらいの中で依頼をしてい

かなければならない、このように思っておりますので、ご理解の方よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これで、2番、向出議員の質問を終わります。これで一般質問を終わります。日程第6、認定第1号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

認定第1号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、ご提案を申し上げます。令和3年度決算につきましては、歳入総額8億2,281万4,823円、歳出総額8億27万8,276円で、歳入歳出差引額と致しまして2,253万6,547円の余剰金が出ております。歳出の主なものは、教育費では4億4,949万8,641円、56.1%、衛生費が2億5,940万8,061円、32.42%で、この2科目が歳出全体の88.5%を占めております。本決算書につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る10月31日、仲北悦男様、久保憲司様、両監査委員様に決算監査をお願いし実施していただきました。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。提案とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

続いて、議案の説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡潔明瞭をお願いいたします。吉田会計管理者。

◎ 会計管理者兼環境課長（吉田 和秀）

失礼いたします。それでは、認定第1号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、先の連合長からの提案説明と一部重複する部分もございますが、全体を通しましてご説明申し上げます。それでは、決算の各数値のうち、主要な項目につきましては別冊の令和3年度決算の概要説明書に前年度比較表、令和2年度実績データ等を記載しておりますので、順にこちらの資料もご覧いただきますようお願いいたします。それでは、決算書をご覧ください。令和3年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書の1・2ページに歳入の科目別内訳を記載しております。歳入合計、予算現額9億1,092万2,000円、調定額8億2,316万7,423円、収入済額8億2,281万4,823円、収入未済額35万2,600円、予算現額と収入済額との比較8,810万7,177円となっております。めくっていただきまして、3・4ページをお願い致します。歳出合計、予算現額9億1,092万2,000円、支出済額8億27万8,276円、翌年度繰越額8,753万6,000円、不用額2,310万7,724円、予算現額と支出

済額との比較1億1,064万3,724円でございます。以上が、一般会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細書を決算書5ページ以降に表示しておりますが、後ほど主なもののみご説明いたします。それでは、前年度との比較、決算の分析内容などは別冊の決算の概要説明書に記載しておりますので、この後の説明は概要説明書により行わせていただきます。それでは、概要説明書の1ページをお願いします。対前年度比較表をお願いいたします。主に前年度との増減幅が大きいものについて、補足説明を申し上げます。歳入の決算額のうち、構成町村からの分担金及び負担金が、令和3年度全体の88.03%を占めています。国庫支出金でございますが、補助事業が完了したことにより収入が大幅に減少したものであります。繰入金でございますが、主なものは相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金でございます。次に繰越金でございますが、これは純繰越額が2,027万9,642円と、昨年度より減額となったためでございます。これらの合計といたしまして、8億2,281万4,823円でございます。前年度、令和2年度との比較は7,753万2,921円、増減率8.61%の減額となっております。以上が、歳入の内訳でございます。次に、2ページの中ほどをご覧ください。歳出の対前年度の比較表でございます。教育費でございますが、4億4,949万8,641円、対前年度比9,661万5,759円の大幅な減額となっております。これは、ICT環境整備事業が完了したことにより大幅に減少したものでございます。次に公債費でございますが、令和3年度1,529万3,620円、前年度1,671万944円、対前年度比141万7,324円の減額となりました。内訳といたしましては、クリーンセンター分の元利償還金635万7,775円、教育債の元利償還金893万5,845円となっております。以上の結果、歳出合計8億27万8,276円、令和2年度と比べまして10.44%の減額となっております。以上が、大まかな歳入歳出の主要な科目における前年度との比較を含めました概要でございます。続きまして、2ページ下段の年度別一般会計決算状況でございます。平成29年度から令和3年度までの決算状況を記載しております。続きまして、3ページをお願いします。令和3年度一般会計決算状況でございます。まず歳入でございますが、予算現額9億1,092万2,000円、収入済額8億2,281万4,823円、予算現額と収入済額との比較8,810万7,177円となっております。続きまして、歳出でございます。予算現額9億1,092万2,000円、支出済額8億27万8,276円、予算現額と支出済額との比較1億1,064万3,724円、差引額は2,253万6,547円でございます。4・5ページにつきましては、一般会計歳入歳出決算の令和3年度、令和2年度比較表でございます。次に、6ページにつきましては、平成29年度からの年度別歳入歳出状況を款別の推移について比較したものとなっております。めくっていただきまして、7ページにつきましては、負担金・分担金の構成町村ごとの年度推移となっております。次に、8・9ページをお願いします。東部クリーンセンターにおける各町村品目別の一般廃棄物収集・処理量の実績でございます。次に、10ページは一般廃棄物の持込等に係る処理量とその処理手数料について、令和2年度、令和

3年度実績の比較表になっております。めくっていただきまして、11ページから13ページにつきましては、東部クリーンセンターの令和3年度実績をそれぞれ記載をしております。続きまして、14ページをお願いします。教育費に係る歳出決算状況を平成29年度から年度比較をして、款・項・目別に記載しております。めくっていただきまして、15ページ以降24ページまでは、令和3年度の教育委員会活動実績を添付しております。以上が、決算の概要説明資料となっております。それでは、決算書に戻っていただきまして、決算書の5ページをお願いします。令和3年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。款・項・目、収入済額、収入未済額の順に主なもののみ説明を申し上げます。1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金、1節、相楽東部広域負担金5億926万9,000円、0円、これは備考にも記述しておりますとおり、各町村からの負担金でございます。2項、分担金、1目、分担金2億1,507万9,000円、0円、これは東部クリーンセンターに係る分担金でございます。続きまして、2款、使用料及び手数料、2項、手数料、めくっていただきまして、7・8ページをお願いします。1目、手数料、1節、一般廃棄物処理手数料748万5,600円、収入未済額33万円。これは家庭系及び事業系のごみ処理に係る手数料でございます。また、収入未済額に計上されているのは、東部じんかい処理組合からの承継した持込ごみに係る処理手数料分が1件ございます。現在も少額ではございますが、納入いただいております。いまだ完納には至っておりません。引き続き徴収に努めてまいります。次に、めくっていただきまして、9・10ページをお願いします。4款、府支出金、1項、府補助金、1目、教育費府補助金、1節、社会教育費補助金308万7,000円、0円、これにつきましては、きょうと地域連携交付金として南山城図書室、図書情報システム更新事業184万2,000円が主なものとなっております。2節、小学校費補助金630万7,000円、0円、めくっていただきまして12ページ、同じくきょうと地域連携交付金として、南山城小学校図書室分として184万2,000円、和東小学校体育館雨漏り工事248万円、南山城小学校ネットワーク機器更改事業189万7,000円が主なものでございます。次に、15・16ページをお願いします。6款、繰入金、1項、基金繰入金5,473万7,907円、0円、目、以下記載のとおり、基金からの繰り入れでございます。7款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、繰越金674万1,730円、0円、これは前年度繰越金でございます。めくっていただきまして、17・18ページをお願いします。8款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入、1節、雑入1,749万9,556円、収入未済額2万2,600円、これは南山城村給食センターに係る給食費、南山城保育所の給食委託負担金及びそれに係る給食賄材料費と和東町学校給食センター給食費が主なものでございます。収入未済額2万2,600円は、南山城村給食センターの給食費でございます。めくっていただきまして20ページ下段、歳入合計、収入済額8億2,281万4,823円、不能欠損額0円、収入未済額35万2,600円となっております。めくっていただきまして、21・22ページをお願いします。続きまして、歳出でございますが、

支出済額、不用額の順に、主なもののみご説明申し上げます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費6,115万3,716円、47万8,284円、主な支出といたしましては、めくっていただきまして、24ページ下段、12節、委託料936万3,384円、16万3,616円、財務決算システム保守委託料として107万3,000円、事務汎用機器保守委託料として266万6,400円、めくっていただきまして26ページ、新公会計制度対応支援業務委託料133万1,000円が主なものとなっております。続きまして、18節、負担金、補助及び交付金2,647万1,761円、11万7,239円で、備考に記載しておりますとおり3町村への派遣職員人件費分返還でございます。2目、文書広報費、10節、需用費201万1,680円、320円で、広報れんけいの印刷代でございます。飛びまして、30ページをお願いします。3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童館費1,166万1,566円、1万434円、18節、負担金、補助及び交付金1,002万7,436円、564円、めくっていただきまして、32ページ上段、これは笠置町派遣職員人件費分返還として973万7,436円が主なものでございます。めくっていただきまして、33・34ページをお願いします。4款、衛生費、2項、清掃費、2目、じんかい処理費2億642万6,691円、57万7,309円、10節、需用費795万142円、858円で、消耗品費606万1,990円は指定ごみ袋購入代でございます。12節、委託料1億9,649万8,249円、2万9,751円、主なものといたしまして、各種ごみ処理に係る収集運搬・中間処理・最終処理委託が34・35ページの備考に記載のとおりでございます。3目、施設整備費4,324万1,252円、7,748円、主なものはめくっていただきまして、38ページをお願いします。2節、委託料540万560円、440円、テールアルメ擁壁安全対策工事設計積算委託料433万4,000円が主なものでございます。翌年度繰越額1,084万1,000円につきましては、設計積算業務の一部と施工監理委託となっております。14節、工事請負費3,530万円、0円、クリーンセンター安全対策工事前払金となっております。工事費用6,070万円は翌年度へ繰り越しております。5款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費9,211万205円、295万4,795円で、主なものはめくっていただきまして、42ページをお願いします。18節、負担金、補助及び交付金6,581万5,289円、7万9,711円で、これは備考欄に記載しておりますとおり派遣職員人件費分返還となっております。次に、めくっていただきまして、43・44ページをお願いします。2項、小学校費、1目、笠置小学校管理費3,304万7,262円、70万6,738円、飛びまして50ページをお願いします。18節、負担金、補助及び交付金275万6,396円、1万9,604円。笠置町派遣職員人件費分返還266万4,271円が主なものでございます。次に2目、和東小学校管理費2,837万6,275円、69万9,725円、主なものはめくっていただきまして、52ページ下段、12節、委託料787万3,945円、1万55円、めくっていただきまして54ページ、スクールバス、給食車委託料573万1,000円、14節、工事請負費

497万2,880円、120円、和東小学校体育館雨漏り修繕工事となっております。続きまして、3目、南山城小学校管理費4,823万3,942円、118万5,058円。少し飛びまして58ページをお願いします。12節、委託料1,214万8,286円、27万9,714円、主なものは、バス運転業務委託料676万7,640円。図書連携システム構築業務委託228万7,780円となっております。めくっていただきまして、60ページをお願いします。14節、工事請負費1,037万1,900円、100円、雨漏り改修工事124万1,900円、エレベーター設備工事913万円が主なものでございます。17節、備品購入費567万7,600円、2,400円で、これはネットワーク機器379万5,000円、図書情報システム機器164万8,900円でございます。翌年度繰越額1,580万1,000円につきましては、南山城小学校スクールバス購入費となっております。少し飛びまして、66ページをお願いします。3項、中学校費、1目、笠置中学校管理費3,991万1,049円、115万5,951円。飛びまして、70ページをお願いします。12節、委託料1,519万2,244円、35万6,756円、スクールバス運行委託料957万5,610円、笠置中学校排水路改修工事測量設計業務委託269万5,000円が主なものとなっております。14節、工事請負費181万8,784円、216円、笠置中学校体育館浄化槽改修工事158万4,484円が主なものとなっております。めくっていただきまして、72ページをお願いします。次に2目、和東中学校管理費2,084万6,553円、329万7,447円。めくっていただきまして、74ページ、12節、委託料282万138円、27万1,862円、スクールバス運行委託料175万1,970円が主なものとなっております。めくっていただきまして、75・76ページをお願いします。3目、笠置中学校教育振興費604万3,389円、193万5,611円。めくっていただきまして、78ページ、12節、委託料151万6,220円、52万2,780円、主なものは、学校修学旅行事業で139万4,790円となっております。4目、和東中学校教育振興費896万4,318円、120万1,682円。めくっていただきまして80ページ、11節、役務費174万7,470円、3,530円、主なものは、通学定期代123万7,610円となっております。12節、委託料250万7,125円、51万875円、主なものは、学校修学旅行事業で、こちらも241万150円となっております。めくっていただきまして、81・82ページをお願いします。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費1,656万4,341円、36万8,659円。めくっていただきまして、84ページ下段、18節、負担金、補助及び交付金283万2,229円、2,771円で、このうち補助金276万6,849円の内訳は、和東町人権教育推進協議会15万円、和東町青少年育成委員会運営補助25万円、和東町子供会運営費補助、和東町高校等通学費補助194万5,849円、南山城村子供会補助金13万5,000円、笠置町青少年健全育成事業補助金20万円、PTA連絡協議会関係補助8万6,000円でございます。1目、社会教育施設費1,629万7,270円、19万9,730円。86ページをお願いします。

12節、委託料354万6,750円、5万8,250円で、このうちその他委託料245万250円の内訳としましては、南山城図書室情報システム更新業務220万円が主なものとなっております。めくっていただきまして、87・88ページをお願いします。3目、文化財保護費2,479万8,281円、41万1,719円。めくっていただきまして、90ページ下段、18節、負担金、補助及び交付金952万3,757円、26万243円で、これは和東町史編さん室職員にかかる派遣職員人件費分返還892万7,724円が主なものでございます。めくっていただきまして、91・92ページをお願いします。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費233万1,770円、1万7,230円、18節、負担金、補助及び交付金129万8,600円、400円、このうち補助金128万円の内訳は、笠置町体育協会40万円、和東町体育協会25万円、南山城村体育振興会、体育協会63万円となっております。次に2目、給食業務事業費8,050万1,155円、18万7,845円で、めくっていただきまして94ページ、10節、需用費3,569万6,384円、1万616円、主なものは、光熱水費で787万915円、賄材料費として2,416万5,619円となっております。続いて、12節、委託料2,527万6,592円、7万4,408円、主なものは、学校給食調理業務2,313万9,600円で、これは南山城村学校給食等の業務委託分でございます。めくっていただきまして、96ページをお願いします。18節、負担金、補助及び交付金1,361万7,903円、1万6,097円、主なものは、和東町給食センター職員の派遣職員人件費分返還1,359万5,403円となっております。6款、公債費、1項、公債費1,529万3,620円、4,380円となっております。これは、決算の概要説明で述べましたとおりでございます。歳出合計、支出済額8億27万8,276円、翌年度繰越額8,753万6,000円、不用額2,310万7,724円となっております。最後にめくっていただきまして、97ページをお願いします。実質収支に関する調書を報告致します。歳入総額8億2,281万4,823円、歳出総額8億27万8,276円、歳入歳出差引額2,253万6,547円、実質収支額2,253万6,547円でございます。以上、簡単ではございますが、これで令和3年度一般会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

ここで、決算監査報告を求めます。監査委員、久保憲司議員。

◎ 10番（久保 憲司）

監査委員の久保憲司でございます。監査につきましては、去る10月31日の午前10時から午後4時まで、和東町体験交流センター会議室で行っております。令和3年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算の意見書をご覧いただきながらご報告をさせていただきますと思います。地方自治法第233条第2項の規定によりまして、審査に付された令

和3年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査致しました結果、次のとおり意見を提出致します。2枚めくっていただきまして、意見書の1ページをご覧ください。審査の対象でございますが、令和3年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算、関係書類は令和3年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書、また、令和3年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出事項別明細書、並びに同年度実質収支に関する調書、また、財産に関する調書に基づきまして会計監査を行っております。日には、令和4年10月31日でございます。審査の方法でございますが、審査に当たりまして広域連合長から提出されました、令和3年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書並びに関係書類が関係法令に遵守して作成されているか、その計数が正確であるかについて関係帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施を致しております。審査の結果、審査に付された令和3年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、計数は正確で内容も適正であると認められました。第5、決算の概要でございますが、一般会計の予算現額は9億1,092万2,000円で、前年度に対しまして1,198万5,000円の増加、これに対する決算額は歳入8億2,281万4,823円、予算現額に対する割合が90.33%、歳出につきましては8億27万8,276円、予算現額に対して87.85%となっております。よって、歳入歳出差引額は2,253万6,547円となっております。なお、単年度収支といたしましても1,579万4,817円の黒字の決算となっております。また、最近3か年の一般会計決算は次の表のとおりでございますので、ご覧おきいただきたいと思っております。以下、ずっと具体的な数字に対しまして審査の結果をご報告しておりますので、これについては後ほど皆さんの方でご確認をいただきたいと思っております。なお、最終ページに審査の意見を載せておりますのでご覧ください。15ページになります。令和3年度における相楽東部広域連合一般会計の歳入歳出決算状況は、予算現額がそれぞれ9億1,092万2,000円に対して、歳入が8億2,281万4,823円、歳出が8億27万8,276円で、実質収支に2,253万6,547円の黒字となっております。決算額を前年度との比較で見ますと、歳入で91.39%、歳出でも89.56%ということで、ともに前年度の数字を下回っております。また、予算現額に対する執行率の比較でも、歳入は9.83%の減少、歳出では11.56%の減少ということで、予算現額は増加しているにもかかわらず、歳入歳出決算額が減少した理由は、翌年度への事業繰越額、これが8,753万6,000円でありまして、これを差し引きましてもなお不用額といたしまして2,310万7,724円というのが生じておりまして、適正な予算の計上並びに執行が求められるということで指摘をさせていただいております。少し下へ下がっていただきまして、歳出を款の科目ごとに少し見ていきたいと思っておりますが、総務費では令和2年度で京都府のデジタル疎水ネットワーク機器の更新、完了致しておりますけれども、人件費や給与システム関係の委託料などの増加により、わずかに前年度決算額を上回っております。また、民生費でございますけれども、前年度との比較におきましては大きな変化は

ございません。細かくは、また内容をご確認いただきたいと思います。次に衛生費でございますが、これは今日の質問にも出ているところですが、テールアルメ擁壁の安全対策工事が本格実施されております。事業費の多くが翌年度に繰り越されております。ただし、議決案件といえますのは、この工事は8,800万円ということで、条例で定めております5,000万円以上の工事請負契約でございますが、この部分については議決案件であるにもかかわらず、安全対策工事が令和3年度中に新たな工事内容を追加されております。これに伴う予算措置や議会への変更手続が必要と認められる事案であったにもかかわらず、決裁文書は作成されておらず、管理者による十分な判断がされていないと疑われる事務手続により、結果として議会への説明が十分でなかった点について、関係者が状況を共有し適正に事務が進められるよう厳しく指摘をいたしております。また、内訳のじんかい処理費、ここにつきましては、ここ数年、増加を続けていた粗大ごみの収集量減少にしておりますけれども、もう少し下段になりますけれども、人口が少しずつ減ってきているにもかかわらず、可燃ごみの収集量が昨年よりもわずかに上回っているということで、反比例の関係でございます。構成町村とも連携して原因調査、把握を行い、ごみ処理を民間委託している現状からもなお一層減量化の徹底に努められたいということで、指摘をいたしております。教育費は、一番これは予算規模の大きい科目でございますが、令和2年度のICT環境整備事業が完了し、本年度の決算額も大きく減少いたしました。一方、一方で不用額の著しい増加が見られております。この点も、今後、有効な予算の計上、活用、執行に十分留意をされたいということでございます。なお、同日、現地調査を実施いたしております。1か所は教育施設でございますが、現地調査でタブレットを活用したICT教育環境の充実状況を確認いたしました。これは非常に現場でも、当日も活用されて非常に有効に使っているという様が見て取れました。ただ、多額を投じて整備を行っても数年後にはまた修理や更新が必要になってくるということで、常に精度の高い経費見積もり等を行って不用額の発生を抑えるなど、財源確保対策も必要でございます。そういったことに、十分留意をされた教育環境の整備を推進されたいということで指摘をいたしております。以上、前年度との比較を基本に審査を実施いたしましたが、これらの指摘事項につきましては真摯に改善に取り組み、健全な行政運営に努めていただくようお願いをいたしております。最後に、ごみ処理問題や少子高齢化の進展など、山積する行政課題の解決に向けて構成町村との連携強化の下、着実な事業の推進を望むものであります。以上、書面をもって報告をさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

久保憲司監査委員の決算監査報告を終わります。ただいまから、午後1時20分まで休憩いたします。

（休憩 12:16～1:20）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩を解き、これより会議を再開いたします。これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので申し添えます。質疑はありませんか。日程第6の認定ですよ。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

決裁認定のところ、92ページの給食事業のところですよ。そこに、給食センター運営委員会報酬3万円とあります。これは、同じように出された東部連合の令和3年の点検評価報告書というのを見てみたら、和東で年に1回だけやっていると、令和3年5月にやっているんです。これは、年に1回やるのに3万円の報酬を払ったのかなと。一体、何人中身は何を話しているのか聞きたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 正則）

ただいまの鈴木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。和東町学校給食センターで、運営委員会を開催させていただきました。5月に実施しております。こちらの報酬ですけれども、当日ご出席いただきました委員さんの手当になります。1会議当たりお一人様6,000円の手当になっております。その中でお話しさせていただいておりますのは、3年度の会計につきまして決算状況の説明をしております。そして、学校給食センターの取組状況、そちらの部分の日頃どういうふうな取組、調理をしているのか、そういうのをプロジェクター等を使って委員さんに見ていただいたという内容でございます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ということは、5人の委員さんが参加されたということですね。中身は、これ3年度の決算は、令和3年の5月には出てない、もう出ているんですか。その決算とか取組、こんなことやってますという話ですよ。思うのは、先ほどの朝の質問でも言いましたけども、和東町の会計だけは詳しく出ているわけですけども、ほかの笠置町だって村だってやっているにもかかわらず、そういう状況ないし、教育委員会の報告、緑の表紙の報告にも笠置や村で給食委員会をやったという痕跡が全くないわけですよ。だから給食委員会って、いわ

ゆる行政からのお知らせだけではなくて、実際に子どもたちに給食を食べさせている保護者も含んで、意見を聞くという役割も非常に大事やと思うので、それを3町村の学校給食に合わせてぜひ考えていただきたいと思うんですが、どうですか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 正則）

運営委員会ですけれども、規則を設けさせていただいているところがございます。相楽東部広域連合立学校給食センターに係る運営委員会規則というものが制定されております。その中で、和東町学校給食センターに1つの運営委員会、そして南山城村学校給食センターに1つの運営委員会を設けるというふうに定められております。その中で、各委員さん、学校長をはじめ、学校の給食主任、そして保護者代表の方などを集めさせていただいてするというようになっております。和東町学校給食センターにおきましては、年1度させていただいております。南山城村におきましては、コロナ等でできていない年もありましたが、今後また開催の方をしまして、保護者の皆さんのご意見等を伺いたいと考えております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

3回目になりますけど、笠置町の情報が全く抜けてますよね。本当に給食委員会、年に1回で十分なのかなと、皆さんからの声を吸い上げようと思ったら、もう少し回数を増やさなあかんのじゃないかなという気もするんです。やっぱり3町村、どこの親も安心して給食が食べられるように、これから考えていってほしいと思うのですが、どうでしょう。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

確かに、給食は子どもたちが大変楽しみにしておりますし、おいしい給食を食べてもらってしっかり活動していってほしいなというふうに思っていますので、確かにご指摘のように年に1回適正かどうかということを保護者、委員さん方にお聞きはしておるわけですが、機会あるごとに委員会という特別なかたちで開かずとも、保護者の声は聴けるというふうにも考えますし、日々の学級での様子やそういったことを含めまして、できることな

らば回数も増やしていくように考えてはいきたいと思いますが、善処していききたいなというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）
1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）
ちょっと私の方は34ページですけれども、真ん中の方に委託料、東部クリーンセンター公害環境測定調査委託103万810円、ごみ質分析業務委託料199万6,390円と計上されておるんですけど、東部クリーンセンターは今、稼働していないのにこの意味はどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

◎ 議長（岡田 勇）
吉田環境課長。

◎ 会計管理者兼環境課長（吉田 和秀）
村山議員のご質問にお答えさせていただきます。今現在でもごみ質の分析調査を行っているということなんですけれども、今後また再開ということがありましたら、そのときのために現在も分析調査、ダイオキシン等行っているわけでございます。

◎ 議長（岡田 勇）
1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）
ということは、今、稼働はしてない。そして、そういう有害物質も出てないんですけども、その中でも公害環境測定ということは、単なる要するに空気の流れの中でそれをひらっているのですか。何か、もう一つ意味合いが分からないんですけどね。

◎ 議長（岡田 勇）
吉田環境課長。

◎ 会計管理者兼環境課長（吉田 和秀）
休止しているのに必要かということによろしいでしょうか。

◎ 1 番（村山 一彦）
ちょっと聞こえないです。

◎ 会計管理者兼環境課長（吉田 和秀）

現在、休止しているのに調査を行っている。

◎ 1番（村山 一彦）

実際、煙も何も出ていないですよ。要するに煙も何も出てないのに、どこのところを調べているのか、その辺が分からないので。

◎ 議長（岡田 勇）

中嶋君、分かってるんやったら言いや。

◎ 参与（中嶋 孝浩）

すみません。村山議員さんの質問に、ちょっと代わってお答えさせていただきたいと思えます。クリーンセンター自体は、施設がある関係で施設そのものの重油タンク等を持っております。その関係で、排気等が下流の汚染をしてないかどうかといったところの、地下タンクの漏れとかの点検、そういったところの地下水への影響を検査しているという部分と、もう一つはごみ質分析の方は、これは一般廃棄物の処理規定の中で、家庭から出てくるそれぞれのご家庭の生ごみについて、どういうごみが出てきていて、それに対してどういう残渣が出てくるのかといったところを当然調査させていただいて、今後のごみ処理事業計画、一般廃棄物処理計画がまた5年なり10年なりといったところで改訂されるわけなんですけども、そういった、その分析用のデータを取りながら伊賀市にも報告をするというかたちになりますので、そういったところの分析を随時やっているといったところでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

1番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

最後ですね。ごみ質分析業務委託料、これは理解できました。ただ、上のクリーンセンター公害環境測定調査委託料103万という金額的にもかなり大きいですし、今日の質問の中でもなかなか再稼働は難しいんじゃないかというふうなことで思ってますので、もうやめたらいいと思うんですけど、連合長どうですか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

これも朝、答弁しましたように、いろいろな課題は抱えておるということですので、今後いろいろとそういう角度から検討しなければなりません。それと、この2つの調査は、1つは今ご理解いただいたと思うのですが、もう一つは止まっただけで、あそこが一番の問題は流れの中から生じる水分とかは、ふつうは直接流したらあきませんよとか、ため池をつくりなさいよとか、燃焼は止まっておったかて施設管理というのはついてきます。そういう意味で、やっぱりこういうことはやっていかなければならない、これは協定にも基づいておりますので、そういうことからこれだけ引き継いできた、ということでご理解いただきたいと思います。もう少し、今のご意見もいただきますので、あと、これ本当にどの時点で止めてもオーケーできるのか。できたら、止められたら一番ありがたいですけど。それも慎重に、いろんな今やってきた経過と今後の必要性を鑑みて判断していきたい、このように思います。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

4番、井上議員。

◎ 4番（井上 武津男）

48ページの委託料で、浄化槽清掃維持管理委託料となっておりますけれども、これはどこの町村でどういうところをこういうふうに清掃管理されておるか、ちょっと教えていただきたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

井上議員の質問にお答え致します。48ページの浄化槽清掃委託ですね。これは、笠置小学校となっております。合併浄化槽となっておりますので、その辺の汚泥の引き抜きですとか、中の掃除ですとか、そういう管理をしないとイケませんので、その分を業者にお願いをしてやっていただいているものでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

4番、井上議員。

◎ 4番（井上 武津男）

これは、3町村全ての合計のものであります。それとも、どこか特別なところだけでやっておられるわけじゃないわけですね。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

すみません。お答えいたします。浄化槽を設置しているのが、笠置小学校、笠置中学校でございます。笠置中学校の分も、別で予算をいただいて委託作業をさせていただいておりますので、浄化槽の維持管理等につきましては笠置小学校と笠置中学校の分だけでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

4番、井上議員。

◎ 4番（井上 武津男）

和東と村との方は、これは全然関係ないわけですか。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

お答えいたします。和東町の方の学校につきましては、下水道が整備されておりますので、その分はございません。南山城小学校も、大丈夫でございます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

96ページ、負担金、補助及び交付金の中に全国学校栄養士協議会というのと、全国学校栄養士協議会京都支部というのが支出があるのですけれども、栄養士を選ぶことというのは教育委員会ができるのか、それともルーティーンで回ってくるのか、どういう仕組みになっているのかをお聞かせいただきたい。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

栄養士、本来ならば全ての学校に配置していただけるとありがたいのですが、そうはなっておりません。実際、中学校は栄養士が配置されていないことが多いと思います。小学校は、自校炊飯の関係で栄養士さんがおられるというのが大体普通です。センター方式になりまして、センターに栄養士さんを置かないといけないということにはなっていますので、センターに置いていただくんですけども、京都府の方からは職員として、栄養教諭として配置されている分は京都府から来るんですけど、栄養士も京都府から来る分と笠置小学校等は町単費でお願いしているかと思うんです。だから、京都府との関係でこっちでもったり向こうでという話になっていると思います。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

なぜ、こういうことを聞くかという、僕ずっと給食をおいしくしてくれという願いを再三してまいりました。3年度が一番したかと思うんですけど、やっと実って我が娘が給食が楽しみやというふうになって帰ってきました。これ、何でかと言ったら、笠置小学校のときにいた栄養士の先生が給食センターに来たと、献立を見るのが楽しみになったと帰ってきたんです。これはすごいことやと思って、毎日、今日こんなやつたで、上坂先生来たでという話を聞いたときに、ちょっと分かってくれはってんなど、教育委員会も変わっていくんやなと思ったわけですよ。この3年の決算は明るいなと思ってますので、引き続き栄養士で給食がおいしくなるという事実が分かったので、そこにご尽力いただけたらなと思っております。

◎ 議長（岡田 勇）

8番、西議員。

◎ 8番（西 昭夫）

38ページ、中段、21節、補償補填及び賠償金のところで、備考のところに補償金233万8,290円、これはどういう性質のものか、どこに払われたのか、ちょっとお聞かせください。

◎ 議長（岡田 勇）

吉田環境課長。

◎ 会計管理者兼環境課長（吉田 和秀）

西議員の質問にお答えさせていただきます。補償金でございますが、こちらにつきまし

では、クリーンセンターのテールアルメ擁壁の安全対策工事に伴う関西電力送電に対する補償金でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

今日も一般質問で再三、東部クリーンセンターのことは出ておりますが、廃炉するどうのこうのの話が進まないわけじゃないですか。それでも支出はずっと伴って行って、財政的に厳しい3町村で重たい課題やなど、常々思っているんですけども、廃炉とか云々かんぬん別として、ごみ処理をどのように連合長・副連合長はお考えなのかなと思うわけですよ。例えば、四国にあります上勝町、45品目分別されているところ。これは、それで有名になって住民の意識が上がって、ごみ処理費用自体の経費は上がっているんですけども、住民がそこに住む価値は上がっていると思うんです。僕たちも財政難の自治体で、新しいハード設備を整えるのは無理であろう、みんなが多分ある程度理解していると思います。そしたら、やれることはごみの分別とか減量とか、それをどう本気で取り組むのかということだと思うんですね。それで、もし減量が例えば50%からめざしましょう。四国で今80%ぐらいまで、ごみのリサイクル率は上がっているみたいな話は調べれば出てくるんですけど、そういう努力をしているから、例えば、定住自立圏を使って伊賀市にこれだけ推進しているところだから、それが残った残渣なら取ってもらえるやろみたいな、取ってくださいよみたいなマーケティングができないのかなと、僕は思うんですよ。そういうことを考えるのが、連合長・副連合長のお仕事なのかなと、それで政策をつくって、この町に住むことが価値があって人口が増えるとか、そういうアンテナを張っている若者が私もそういうポジティブな町に住みたい、そういうふうに組み立てていくのが僕はまちづくりだと思っているんです。何分、あそこを潰す潰さないと同時に、そういうポジティブな話を政策展開していただいて、議会で議論を重ねていきたいと思うのですがいかがでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今、坂本議員から本当にいいご質問をいただいたと思っています。現に、ひとつ、二つの面から言います。今、一方私どもで取り組んでいる、笠置も南山城もそうだと思いますが、その町村で上勝町みたいに分別はできませんけども、生ごみをコンポストにするとか、それに補助金を渡すとか。今、和東町では生ごみを肥料化しようということで、そして、

それは今言われたように和東町の行政が言うのではなしに、住民が立ち上がって、その問題を考えるということで教室を設けたり、そういうやつを今度雇用できないかということで、うちの場合で申し上げますと雇用促進協議会のような、その住民を巻き込む作業をやっております。これはこれとして大事なことで、夢のあるまちづくりをしないと全部処理するのではなしに、それを再資源化していくという取組がポジティブというのか、非常に街づくりに大事なことで、これは本当にそうだと思います。この取組をさらに強くしていきたい。これを先ほど、朝答弁させていただきましたように、各町村で環境担当課とかいろいろありますので連携して、お互いにいいところは普及をしていきたい、これが1つなんです。もう一つは、処理施設なんですけど、これははっきり言いまして10トン級はいきがあるんですね。坂本議員も、ご承知いただいておりますが、うちで人口1万人減ってきてます。今でも3日しか燃やさんものを、これはそもそも論の話です。これを、ここでこんなことを言うたら、これは議事録に載りますので、私、それは大きな課題だというふうに申し上げております。そういったいろんな問題を抱えております。だから、そういうことをせやからこれ、といういわゆる補助金、それやったら初めからやめておいたらいいやないかと、いろんな違う面からいくと大変な問題が残ります。あそこは、努力をするというかたちにはありますが、一番大事なのは今言われたように東部連合のごみ処理計画をどのように立てるか。ごみ処理計画を立てるのに、持ってるから持ってるやつは進もうとするけれども、それは困難であれば民間委託でやるのもやむない。4つの案を出してもらいました。あの1つを使ってやっていく。その間、やりながらそれでいいのかと言ったら、伊賀市にまた迷惑をかけますので、広域とか違う面で努力していくと、こういう方向を示していく方が大事だと思います。ただ、これはいろいろとかたち上、形式上言わなければならないところをご理解いただいて、一番いい方法はどうかということもみんなでも共有して、形がどうやとかいわないで、そういう緊急避難措置をとることで、その間に広域化していく努力もしていかなあかん、そういうふうに思っています。そして、あそこの在り方をどうしていくか、これも検討しなければいけない。そして、大きい判断は議員の皆様方とご相談していかなければならない。こういうふうに思っております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

連合長のお話はいつも楽しく聞かせていただいております。僕が懸念している、いつも不安に思っていること、これからこの町に住み続けるにあたって、例えば、西部塵埃に入れてもらうと、大きい焼却炉になると維持管理費だけで、建てた経費を年間通していく、みたいな計算になっているはずなんです。有名なやつが貝塚市の焼却炉で、50億で建てた焼却炉が年間維持管理費150億かかっている、それ毎年です。この東部3町村のごみ

の量がいかにあつても、分担金を払っていけるのかというところが一番恐怖を感じております。ですので、入れてもらえたらラッキーかもしれませんが、それに明るい未来、財政面で考えるときにあるのかどうかというのも真剣に考えていただきたい。なぜ、僕がリサイクルの方かというと、今の若い世代はそっちにもかなりアンテナを張ってますし、自分たちで出したものは自分たちで責任を持つという、もともとの排出方法の原理原則を自分たちがやっていって、それが町の取組になっていく。例えば、自治体が休耕田を買うとするじゃないですか。今、田畑は安いですから。この田畑を、その肥料を使って野菜をつくるなり、特産品をつくるなり、それを自由に持って帰ってもらうことが、駅の近くに畑をつくるとできるんです。だから、自分たちのアイデンティティーを誰かが幸せにする、そういう仕組みをつくっていくのが田舎のよさだと思っているんですよ。きれいごとかもしれませんが。でも、このきれいごとがなかったら、まちづくりをやったらあかんと思っているんです。だから、重たい問題と楽しいことを同時にしないとずっとしんどいことを考えないといけないじゃないですか。あの焼却炉をどうやって潰そう、何ぼかかるんやろ。まず、近隣にもお願いしに行かないといけない。ただ、こっち側が明るいこともやっていたから、しんどいことも一緒にできるんちゃうかと。ここで成功すれば、この人たちはここでも協力してくれるはずなんです。こういう社会の仕組みをつくっていく政治をつくるのが、この連合の仕事だと思うので、ぜひ連合長、前向きにその明るさで変えていっていただきたいなと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

今、まさに坂本議員が言われたように、ハイブリッドの技術化、その生ごみを有機化しよう。和東町で今、雇用促進ちょっとだけ今接点がありますので紹介します。農家の方、住民の方に、乾燥さす器みたいなものをお渡しする。自分のところのごみはできたら集めて持ってきてもらうんです。ある程度乾燥したら、うちで有機化して、出来上がったものはその農家の方に返して、そこで採れた野菜というのを和東の里で売ってもらう。こういうことを広めていきたいと一方ではやっています。まさに言われるとおりで、そういうまちづくり。これと、生ごみはついたものですから、何でも捨てるんやなしに、どう有効活用するか課題やと思います。現に、小さいけど小さいところから今言われたようにやっていく。だから、ハイブリッド。施設は抱えておりますから、今後どうあるべきか。広域でも前の連合長のときでもそうですけど、木津川市に足を運んで行っています。ただ、あるのは朝も言いましたが、今の課題は次のときに考えましようと言うけど、何とかそれを早くしてほしいと、町村にもご指導してほしい、相手のあることですからなかなか難しいので、そういうことを踏まえて緊急的に処理計画に基づいて処理していくという、この2

つがあると思います。ここはきちんと前向きに、だから今言った、ああやこうやと言われるけど前向きに夢を見る方が非常に私たちも楽しく勇気をいただける、ああやこうや、ここどうやこうやと言われる方がしんどいときがあります。そして、今言っていた、本当に私どもこれに関わっているものに勇気づけられて、いいご質問をいただいたと本当にありがたく思っております。ありがとうございます。

◎ 議長（岡田 勇）

9番、梅本議員。

◎ 9番（梅本 章一）

54ページの上段、エレベーター点検が10万1,200円、それから58ページの中ほど、エレベーター点検委託料41万5,800円、それから60ページに南山城小のエレベーター設備工事ということで913万ということで、いろいろなところにエレベーター関係の費用が載っているんですけども、これは関連性があるものなのかどうということなのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

梅本議員の質問にお答えさせていただきます。まず、54ページのエレベーター点検ですけれども、こちらについては南山城小学校のエレベーター点検です。年4回やっております。校舎内に地下の給食センターから2階の教室まで、給食等が運べるように人も乗れるようなエレベーターを設置しております。その年4回点検が必要ですので、その分の委託料となっております。それから60ページのエレベーターの工事については、設置から約20年経過しております。部品等、経年劣化により交換等が必要なものが生じました。再利用できるものについては再利用し、部品等どうしても経年劣化で消耗してしまった部品等については取り換え等をさせていただきました。その経費として913万円かかったということでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

9番、梅本議員。

◎ 9番（梅本 章一）

それと、58ページの41万5,800円というのは、これはどういうことですか。

◎ 議長（岡田 勇）

城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

質問にお答えいたします。すみません。ちょっと訂正をお願いいたします。54ページについてですが、申し訳ございません。和東小学校のエレベーターの点検となります。10万1,200円ですね。これは、給食を運ぶためのエレベーターでございます。年4回の点検を行っております。それから。

◎ 9番（梅本 章一）

それだけです。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

それでよろしいですか。すみません、失礼いたしました。

◎ 議長（岡田 勇）

9番、梅本議員。

◎ 9番（梅本 章一）

人が乗るものかということだと思ってたんですけども、給食を運ばれるということで日常に使ってはおられるということですね。なかなか、この南山城村の役場にもエレベーターがない状況で、小学校にエレベーターということで、どういうことかなというふうに思っていたのですが、そういう給食関係の重たいものを運ばれるということですね。54は南山城小の点検、58は和東町の小学校の。

◎ 学校教育課長（城野 成子）

54ページは和東小学校です。58ページは村の小学校です。

◎ 9番（梅本 章一）

そうですね。ちょっと逆ですね。分かりました。

◎ 議長（岡田 勇）

ほかにありませんか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

また給食の話になりますが、94ページの項目をずらっと見てましたら、本当に細かい

ことまで載っているんです。ゴキブリ駆除のお金とか、それから食材検査とか、細かいことがずっと載ってるんですが、これは全部和東小学校、和東の給食センターの話ですよ。

◎ 議長（岡田 勇）
城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）
鈴木議員の質問にお答えいたします。これは、和東の給食センター及び村の給食センターの分を合わせてしておりますので、どちらもさせていただいております。

◎ 議長（岡田 勇）
6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）
先ほどの献立というか給食費に係るそういう報告というか、それぞれの町村ごとという要望をしましたが、できたらこの書き方もそれぞれの給食センター、町村ごとに書いてもらえたら見る方は分かりやすいんです。説明を受けるときに、これはどこの給食とどこが混ざってまして、和東はこれだけ、村はこれだけというふうに口頭での説明を今まで聞いてきたんですけど、できたら最初から分けた報告をしてもらえたら、もっと分かりやすいかなと思うので、これは来年度に向けての要望なんですけど、どうですか。

◎ 議長（岡田 勇）
城野学校教育課長。

◎ 学校教育課長（城野 成子）
鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。この決算書については、総務課でまとめていただいているんですが、システムの関係上こういうかたちで載っていると思います。私としては、そのシステム改修とかの関係はちょっとお答えできないので、ご了承いただきたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）
岸田総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）
このシステムの関係は、予算のときに各項目をつくったらできますので、各項目をつくって明細にするということも可能なんですけど、そうするとまたものすごく細かい、もっ

と見にくくなるということもあって、一応こういうふうな大項目、小項目みたいなかたちの捉え方をしていますので、ちょっとこら辺は教育委員会とさらにちょっと詰めさせてもらって、要望として承りますけども、場合によっては委員会等もございますので、今回もそうですけど総務委員会、文教委員会というふうなところへの説明というところでありますので、万が一あれでしたら、そちらでしゃべっていただくというのも一つの方法かと思えますので、そこら辺はまた調整させていただくということで、システムについてはものすごく細かくなりますので、そうじゃないとまだここに、例えば、南山城小学校、和東小学校とか、また、項目がどんどんどんどん増えてきますので、そこも踏まえた中で今継続して旧のシステムからの引っ張り出しをしていますので、そこはちょっと検討させていただくということでお時間をいただけたらと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

ほか、ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。認定第1号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手多数です。したがって、認定第1号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。日程第7、議案第6号、京都市市町村職員退職手当組合同規約の変更の件についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第6号、京都市市町村職員退職手当組合同規約の変更について、ご提案申し上げます。本件につきましては、京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、規約の別表に掲げる組合市町村の名称変更を行うべく組合同規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があることから、こ

のたび提案することとなったものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

議案の説明を求めます。事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

それでは、議案第6号、京都市町村職員退職手当組規約の変更につきまして、朗読等をおもちまして説明とさせていただきます。京都市町村職員退職手当組規約の変更について、京都市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更する。令和4年12月9日提出。相楽東部広域連合広域連合長、堀忠雄。次のページをおめくりくださいませ。令和3年度から、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するために同組合に加入しているところがございますけれども、先ほど連合長の提案理由でもありましたとおり、同組合の構成団体であります「相楽郡広域事務組合」が「相楽広域行政組合」への名称変更をする同組合の規約変更を行うに当たりまして、笠置町・和東町・南山城村を含め、組合を組織する全ての地方公共団体の議会において手続が必要であることから、このたび提案するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第6号、京都市町村職員退職手当組規約の変更の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、議案第6号、京都市町村職員退職手当組合理約の変更の件については、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第7号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。議案の理由・説明を求めます。連合長。

◎ 広域連合長（堀 忠雄）

議案第7号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご提案を申し上げます。歳入歳出予算の総額8億2,779万1,000円に、歳入歳出それぞれ650万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億3,429万8,000円とするものでございます。今回の補正は、令和3年度の余剰金を負担金、分担金と相殺するもの、会計年度任用職員さんの人件費に係るもの、南山城村図書室エアコン増設に伴うものが主なものでございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

失礼いたします。それでは、議案第7号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、朗読等をおもちまして詳細説明をさせていただきたいと思いません。議案第7号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）について。令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条の規定により提出する。令和4年12月9日提出、相楽東部広域連合広域連合長、堀忠雄。1ページの方をご覧ください。令和4年度、相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額8億2,779万、1,000円に、歳入歳出それぞれ650万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,429万8,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は「第1表、歳入歳出補正」による。それでは、歳入の方からご説明をさせていただきたいと思いません。まず、この予算書の12・13ページの方をお開きください。併せましてA3の資料になりますが、1ページの方をご覧ください。先ほど連合長の提案理由の方でもご説明を申し上げましたが、今回は令和3年度の繰越金がございます。余剰金が発生しているものから、歳入等の相殺を行うものでございます。今回の歳入補正では、決算で余剰金2,253万6,

000円、こちらの方が発生しておりました。当初予算で、130万円を繰越金として計上しておりましたので、その分を差し引いた分2,123万6,000円を繰越金として予算計上をまずいたします。それと併せまして、歳出の必要額がございます。それと併せまして各町村の分担金と負担金を相殺していくというふうなことでございます。1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金で1,476万2,000円の減額をしております。これは12ページ、本補正予算書の12ページのところでございます。町村ごとの金額につきましては、13ページの方の負担金の減額の一覧に載せております。同じく2項、分担金、1目、分担金では86万6,000円の減額となっておりますが、こちらの方は施設分担金、普通分担金、特別分担金、それぞれ13ページの方、町村ごとになっております。負担金・分担金につきましては、ちょっと分かりにくいので詳細説明をさせていただきますと思います。別添資料1ページの方をご覧ください。まず1ページ、上段の「令和3年度精算分」でございます。これにつきましては、余剰金が先ほど決算のところでも出ておりました2,253万6,000円、出ておりましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、当初予算で130万円繰越金として予算計上しておりますので、その分を引いたもの2,123万6,000円を減額として補正をいたします。それは繰越しですので、当然、各町村に相殺するものでございますので、減額といったかたちになります。それで、この精算表を見ていただきますと、内訳で負担金、分担金は衛生費に係るものでございますので、負担金につきましては総務費、民生費、教育費に係るものでございます。これに係るものが1,959万円、衛生費等に係るものについての分担金としては、164万6,000円多くいただいているというふうなかたちになっております。うろこで出ているのは、多くいただいているということでご理解をいただきたいと思えます。続きまして下段、こちらが今回の補正分でございます。令和4年度第2号補正分といたしましては、650万7,000円増額といった形で補正を計上するものでございます。ここから、それぞれ相殺するものが右の表の各町村の負担表というふうなかたちになります。その下の下段では、繰越金と精算分、今回650万7,000円要りますけども2,123万6,000円を減額補正、これらを相殺したものが1ページの下段の負担金、分担金、それと分担金及び負担金の合計の表になっているというかたちになります。これが、補正予算書の12ページ13ページの表になってきます。それでは、続きまして12ページ、13ページ、補正予算書に戻っていただきまして、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、教育費国庫補助金で84万6,000円、これを計上させていただいております。こちらにつきましては、公立学校情報機器整備補助金が交付される見込みとなったものから計上されるものでございます。続きまして、4款、府支出金、1項、府補助金、1目、教育費府補助金では、少額ではございますが5万3,000円計上しております。こちらにつきましては、豊かな学び・文化体験活動推進事業の補助金が交付される見込みとなったものから計上するものでございます。これら国庫支出金・府支出金につきましては、全て教育費への財源充当となります。続きまして、7款、繰越金、1項、繰越金、1

目、繰越金でございます。これにつきましては、先ほど来説明させていただいておりますけれども、令和3年度の余剰金から当初計上分を除いた2, 123万6, 000円を計上するものでございます。続きまして、歳出予算の主なものの説明をさせていただきたいと思っております。予算書につきましては、14ページから19ページとなります。別添A3資料につきましては、3ページ以降となっております。歳出全般では、連合長の提案理由でもお話しさせていただいたところではございますが、会計年度任用職員さんの人件費、これに係るもの、最低賃金や当初予算で見込んでいたものの昇給等ありますので、それらの増額が今回補正予算でまずは計上されておるところでございます。それと、予算書14・15ページでございます。4款、総務費、2項、総務管理費、3目、一般管理費では、これは各構成町村、笠置町さん、和束町さん、南山城村さんでも議会の方で提案されると思っておりますけれども、国の法律で個人情報保護条例につきまして変わっております。この関係上、連合の条例と規則の改正もする必要が出てきております。こういったことから、今回、委託料として計上をしておるところでございます。これにつきましては、条例等全ての見直し、規則の見直しと、例規の影響ということを踏まえた関係で委託料として132万円を計上させていただいております。それと、連合の施設の応接室兼連合長室のエアコンが今回壊れておまして、7年を経過するということで取り換えといたしまして18万9, 000円を計上しております。続きまして、予算書16ページ・19ページの関係になります。5款、教育費、4項、社会教育費、1項、社会教育総務費で、7、報償費8万7, 000円、10、需用費6万円、11の役務費で11万7, 000円、13の使用料及び賃借料22万6, 000円がそれぞれ減額となっております。これは、宵涼み会が中止となったということでの減額でございます。続きまして、社会教育費の中の社会教育施設費では、先ほども提案理由でございましたけれども工事請負費、こちらの方で111万4, 000円を計上しております。これにつきましては、南山城図書室のエアコン増設となっております。以上、簡単ではございますが、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましての詳細説明とさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。ありませんか。

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

19ページ、工事請負費、これ文教委員会でも話は聞かせてもらって、100平方メートル相当の今あるのと同じようなものをもう一台、同じというかもう一台買うということで話は聞いているんですけど、これ今から工事をして、予算が通って初めて発注ですね。工事をして、この冬には間に合わないのでしょうか。ちょっとそれだけ、もっと早くはできなかつたのかなと思うのですが。

◎ 議長（岡田 勇）

南生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

ただ今のご質問について、お答えいたします。南山城村図書室に設置していますエアコンは、現在1台でございます。稼働しているエアコンにつきましては、購入後10年程度経過しており経年劣化、それから図書室のサイズ、広さに対して1台では容量不足であったこと、それから年々外気温の上昇、異常気象によるもの、それからコロナ対策による換気などによりまして、夏場の温度設定についても最低に設定をしておいても室温が30度を超えるという日が多々続いたことから利きが悪く、利用者やまた職員の熱中症予防対策のために急遽、夏、用意をさせていただこうと思ったんですけれども秋まで議会がないということで、緊急的には冷風機を2台、サーキュレーター2台で対応をさせていただきました。今後、この12月の議会で予算を計上させていただいて認めていただければ、3月中に冬の間には工事をし、新しい設置をさせていただいて冬にも対応できるように準備をさせていただこうと考えております。よろしく申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

ほかにありませんか。なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第7号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、議案第7号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。日程第9、発議第1号。4番、井上議員。

◎ 4番（井上 武津男）

休憩の動議をお願いできますでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

賛成の方。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

よって、休憩を致します。10分休憩します。

（休憩 2：20～2：40）

◎ 議長（岡田 勇）

すみません。休憩を閉じます。日程第9、発議第1号、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書についての件についてを議題といたします。西議員。

◎ 8番（西 昭夫）

発議第1号、令和4年12月9日、提出者、相楽東部広域連合議会議員、西昭夫。賛成者、畑武志議員、梅本章一議員、頭鬼久雄議員、村山一彦議員、鈴木かほる議員、井上武津男議員、大倉博議員、向出健議員、坂本英人議員、久保憲司議員。GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。提案理由、国においては「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に基づき、平成30年度からの5年間で、単年度1,805億円の地方財政措置が行われているが、GIGAスクール構想におけるICT環境の整備に係る財政措置については、地方公共団体の財政に関わる重大な問題であることから、機器の更新費用など必要な費用について、恒常的な国庫補助制度が可能となる財政措置を求めるため提案いたします。GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備、維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書。子どもたちが、豊かな創造性を備え、変化の激しい未来社会を自立的に生きていくために、一人一人の個性や能力に合わせた教育の実現を図るとともに、持続可能で活力のある未来社会の担い手として、求められる資質や能力を育成する教育環境を整備することは、我が国の初等中等教育において極めて重要な課題となっています。政府・文部科学省におかれは、こうした点を踏まえ、また、コロナ禍における遠隔授業等の実施を早期に可能とするため、令和5年度までとされていた「GIGAスクール構想」に基づく整備計画を前倒

しされ、全国の地方自治体への強力な財政支援を行い、令和3年度までに児童生徒一人1台端末（タブレット端末）の整備は、全国的にはほぼ完了したところです。戦後復興期から今日に至るまでの、理科教育振興法や産業教育振興法による全国の学校の教育水準の向上政策が子どもたちの未来を拓き、我が国社会の発展の礎となってきたように、今後、情報端末を子どもたち一人一人が常時活用できる環境を基盤として教育を推進することは、国の基幹的な教育政策となったといっても過言ではありません。文部科学省の方針としてデジタル教科書を順次導入していくことが決定していますが、それも全ての児童生徒が情報端末を使って学ぶ環境が維持されてこそ実現するところです。しかしながら、地方自治体の財政力は自治体ごとに違いはあるとはいうものの総じて脆弱であり、国の強力な財政支援がなければ情報端末や通信環境等の整備・維持を、将来にわたって行っていくことは大変困難です。京都府笠置町・和束町・南山城村で構成する本連合においても財政状況は大変厳しく、今後見込まれる多額の関係経費の財政確保は厳しい状況にあります。つきましては、今後のさらなる情報教育環境の実現に向け、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、その適切な活用に係る環境を整えるため、下記のとおり、機器の維持・更新、高速ネットワークの維持向上、学習支援ソフトウェア等の購入、機器の適切な活用促進のための人的条件整備などの恒常的な地方自治体への支援制度を国において整備されますことを要望いたします。記、1. 一人1台端末（タブレット端末）の整備・修繕・更新、活用に係る通信及び回線速度改善等に係る恒常的な国庫補助金措置を講じること。2. 学習支援ソフトウェア・ハードウェア等の購入経費にかかる支援を図ること。3. 通信費に対する財政支援を講じること。4. 情報通信技術支援員等（ICT支援員等）の配置及び充実への支援を図ること。5. デジタル教科書無償化及びその活用に対する支援を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年12月9日、相楽東部広域連合議会。宛先、衆議院議長、細田博之殿、参議院議長、尾辻秀久殿、内閣総理大臣、岸田文雄殿、財務大臣、鈴木俊一殿、文部科学大臣、永岡桂子殿。よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論を行います。4番、井上議員。

◎ 4番（井上 武津男）

賛成です。それでは、私からG I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、I C Tを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書について、賛成の立場で討論いたします。国は、教育のI C T化に向けた環境整備5か年計画を平成30年より5年間で単年度予算が示されておりますが、その後の機器の更新、高速ネットワークの維持向上、学習支援ソフトウェアの購入、機器の適切な活用については、本来、国が行わなければいけない事案であり自治体が全てを行えないと考え、国の強力な財政支援を求めるよう要望するものであります。よって、賛成と致します。

◎ 議長（岡田 勇）

ほかにありませんか。これで討論を終結いたします。これより採決します。発議第1号、G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、I C Tを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、発議第1号、G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、I C Tを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書については、原案のとおり可決されました。日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から、会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。梅本議員。

◎ 9番（梅本 章一）

総務委員会から、現状危険な様相のテールアルメ除去工事に関する件につきまして、閉会中に調査研究の必要性について総務委員の方から申出がありましたので、委員長としましては調査を実施したいと考えておりますので、また、日程等決まりましたら連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

◎ 議長（岡田 勇）

今、梅本議員から委員会の申出がありました。事務局と十分協議して日程等を決めまして、後日、委員の方には配付をして招集をいたしてもらいます。ただいま、梅本議員から申出がありましたが、その他の委員会についてはご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付すことに決定をいたしました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和4年相楽東部広域連合議会第3回定例会を閉会をいたします。本日はご苦労さまでした。

地方自治法第123条2項の規定により署名する。

相楽東部広域連合議会議長

署名議員

署名議員